



# **REPORT 2021 CONTENTS**

JAは、信用・経済・共済・医療という総合事業を通して大切な自然環境を育みながら組合員・利用者および地域のみなさまの経済・生活の基礎を支える重要な役割を果たしています。

特に信用事業は、地域のメインバンクと してみなさまの豊かな暮らしの実現と地域 の産業・社会の発展に貢献しています。

当会は、農家組合員のみなさまの農業所 得増大・農業生産拡大を目指し、JAとの 強い絆とネットワークを形成し、農業の成 長産業化に向けたご支援を行っています。 また同時に、地域の一員として地域経済の 持続的発展に努めています。

さらに、金融機能の提供にとどまらず、 環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り 組んでいます。

県下JAの信用事業を安定的に運営する ため、県域での本部機能と金融補完機能を 担っているのが茨城県信用農業協同組合連 合会(略称「JAバンク茨城県信連」)で す。



ごあいさつ······	
C 65 V 1 C 5	

#### 経 営

J A グループ ······ 2
JAバンクシステム
経営理念・経営方針 4
SDGs(持続可能な開発目標)への取組み … 5
2020年度の経営環境と業績6
社会的責任と地域貢献活動 9
リスク管理の状況 · · · · · 17
事業

業務のご案内	26
久頹壬粉料一覧	32

## 組織

組織と機構	36
沿革·····	38
<b>眉下 I ∧ </b>	10

## 資料編

経営状況に関する事項	43
自己資本の充実の状況に関する事項	67
役員等の報酬体系	83

※本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づき作成したディスクロージャー資料です。

金額は原則として、単位未満を切り捨てのうえ表示しています。



経営管理委員会会長 八 木 岡 努



代表理事理事長 小林 富美男

# ごあいさつ

平素より、私ども茨城県信用農業協同組合連合会(JAバンク茨城県信連)をお引き立ていただきまして、 誠にありがとうございます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受けられましたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

当会は、昭和23年(1948年)の設立以来、JAグループの一員として県内JAとともに茨城県農業と地域社会の発展に取り組んでまいりました。

この度, 当会の経営理念・経営方針・事業内容等をみなさまにご紹介するため本冊子をまとめました。ご 一読いただければ幸いに存じます。

さて、2020年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、世界的に幅広い分野で甚大な影響を受けた年となりました。国内においても、政府より緊急事態宣言が発令されたことで経済活動が大幅に縮小し、GDPが戦後最悪の落ち込みを記録しました。また、感染予防・防止対策のため社会活動や生活様式が一新されるなど、歴史的な1年でありました。

農業を取り巻く環境につきましては、農業者の高齢化や担い手不足による農業従事者の減少・耕作放棄地の拡大など、農業基盤の縮小・弱体化の傾向が続いております。また、2020年11月に日本や中国・韓国など東アジアを中心に15か国が参加する地域的な包括的経済連携(RCEP)が合意しました。農業者にとっては依然として厳しい環境が継続しています。

このような情勢のもと、当会といたしましては、「3か年中期経営計画(2019年度~2021年度)」の最終年度として持続可能な経営基盤の確立・強化を推し進めながら、県内JAと連携し、基本方針である「農業・地域の成長支援 ~農業所得増大~」の実現に向け取り組んでまいります。

当会は、これからもJAグループ茨城の一員として農業・地域の持続的な成長・発展に貢献し、組合員・利用者のみなさまから信頼される地域金融機関を目指して、役職員一丸となって更なる努力を重ねてまいる所存でございます。

今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年7月

経営管理委員会会長 八 木 岡 努 代表理事理事長 小 林 富 美 男

# JAグループ

JAグループは, 農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に, 市町村段階のJA, 都道府県段階および全国 段階の連合会組織で構成し、それぞれが機能分担のもと、信用事業のほか、指導事業、経済事業、共済事業、厚生 事業等を展開しています。

特に、信用事業においては、JA・信連・農林中金で構成する「JAバンク」の総称のもと、実質的に一つの金融機 関として一体的に事業を展開しています。

私どもJAバンク茨城県信連は、信用事業を担う県段階の連合会組織として、JAの金融利便性の向上、JA県 内ネットワーク機能の充実、JAにおける金融エキスパートの育成、JA余裕資金の合同運用、地域への資金還元 のため県域機能を発揮するとともに、農業専門金融機関・地域金融機関として県下JAと一体となって、組合員、 地域利用者および企業など、地域のみなさまのお役にたつ金融サービスを提供できるよう努めています。

# 組合員のみなさま・地域のみなさま

「JA」とは…

Japan Agricultural Cooperativesの略称で、 すなわち「農業協同組合」の愛称です。 「農業協同組合」とは農家および地域のみなさまを組合員とする協同組織であり、組合員・ 利用者のための最大奉仕を目指しています。

# JAバンク

JAバンク茨城

# JAマーク

全体として安定感のあるデザインは「ゆるぎ ない大地」「日本の国土」をイメージし、三角 形は「自然」、 Aの部分は「人間」を表してい ます。さらにJの左側の円は「農業の豊かさ」 「実り」と「人の和」を象徴しています。

市 町 村 段

階

# 指導事業

- 営農指導
- ・教育指導
- ・農政活動

#### 経済事業

- •農業用生産資材
- ·生活用品
- 農畜産物の販売

# 信用事業

Α

資

替

- ・貯 金
- ・融
- 為

#### 共済事業

- •生命共済
- ·建物更生共済
- ·自動車共済

#### 厚生事業

- ·保険事業
- ・高齢者福祉
- •医療事業

県

段

階

JA茨城県中央会

茨城県本部

# JAバンク 茨城県信連

#### 農林中金

- 一般産業界への 資金供給
- ◆国内金融市場へ の資金供給
- ◆海外マーケット
- への資金供給 ◆ JAの金融利便 性の向上
- ◆農林水産業界へ の資金供給
- ◆海外投融資・外 国為替業務

#### 茨城県本部

JA茨城県厚生連

# JA全共連

- ◆共済事業
- ◆掛金の資金運用

# JA全厚連

- ◆保険・医療事業
- ♦病院・巡回検診

# 全 玉 段 階

# JA全中

- ◆JAグループの意見の 代表·総合調整

- ◆経営相談事業

◆農産物の販売・加工

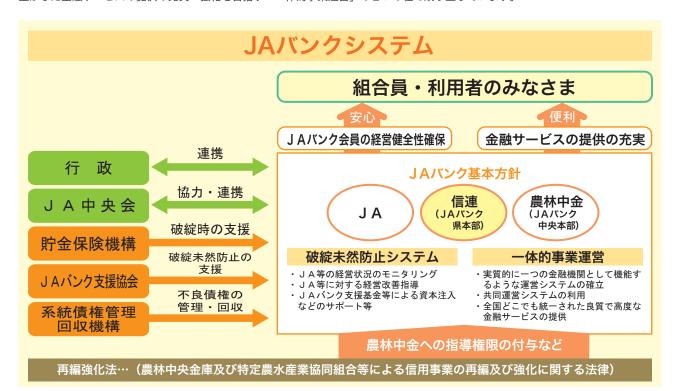
JA全農

◆肥料・農薬・燃料等 の販売

# JAバンクシステム

組合員・利用者のみなさまから一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



# "JAバンクの「安心」"

JAバンクでは、より安全な金融機関としてみなさまにご利用いただくために「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。この仕組みによって、組合員・利用者のみなさまに、より一層の安心をお届けしています。

# JAバンク・セーフティーネット

# 破綻未然防止システム

# 破綻未然防止のための JAバンク独自の制度

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

具体的には、1. 個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、2. 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、3. 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入等の支援を行います。

※2020年3月末における残高は、1,659億円となっています。

# 貯金保険制度

# 貯金者を保護するための 国の公的な制度

貯金者の保護のための国の公的な制度で、 貯金業務を取り扱うすべてのJA、信連、農 林中金などが加入しています。

この制度は、政府・日銀・農林中金・信連などの出資により設立された貯金保険機構によって運営されており、JAなどから収線納た保険料を原資に、万一JAが経営破綻で貯金の払い戻しができなくなった場合などに貯金を一定の範囲で保護します。「貯金保険制度」における貯金者保護のための「記金保険制度」と基本的に同じです。なお、この制度を運営する貯金保険機構(農水産業協の組合貯金保険機構)の責任準備金残高に、2020年3月末現在で、4,417億円となっています。



# 経営理念・経営方針

# 経 営 理 念

JAバンク茨城県信連は、JAとともに地域に密着し、茨城県の豊かな自然と農業を守り育てることを通じて、社会や産業の発展に貢献できる地域金融機関を目指します。

# 経営目標

- I. 地域金融機関として組合員・地域利用者のニーズや信頼に応えるため、優れた金融サービスと質の高い情報を提供します。
- Ⅱ. 社会的責任を自覚した健全経営を行う地域金融機関として, 茨城県の農業・産業 振興を通じて茨城県の発展に貢献します。
- Ⅲ. 強靭な「JAバンク茨城」(JAと信連が一体となった県内信用事業)の実現を 図ります。

# 茨城県信連の目指すもの

- ・農業とくらしを守るJAバンク茨城
  - ・挑戦 信頼 実践

# 【3か年中期経営計画(2019年度~2021年度)】

本3か年中期経営計画は、「経営理念」および「経営目標」のもと、当会とJAの一体的な事業推進態勢を一層強化し、より強靭な「JAバンク茨城」を実現することを基本方針として諸施策に取り組むとともに、当会は健全経営を維持しながら、会員JAに対し利益と機能の還元を安定的・効率的に実施します。

なお、当会を取り巻く情勢は、人口減少や少子高齢化に伴う事業基盤の変化、超低金利環境継続による収益力低下等を要因に 今後も厳しい経営環境が続くものと思われます。JA自己改革については、2019年5月に集中推進期間の期限を迎えました が、不断の取り組みとして実践していくとともに、この環境を「生き残りをかけた大規模な変革実践」のときと捉え、農業・ 地域の成長支援、農業所得の増大に向けて強い使命感をもって取り組みます。

# 農業・地域の成長支援 〜農業所得増大〜

# 1. JAの収益向上

#### 【重点取組事項】

- (1) 貸出の強化
- ・農業資金の対応力強化
- ・生活資金の対応力強化
- (2) 利用者メイン化
- ・メイン化ランク拡大推進
- ・単品取引者の低減
- ・ライフプランサポートの実践
- (3) 組合員・利用者接点の再構築
- ・組合員・利用者ニーズに応える推 進態勢の構築
- ・店舗・ATM再編
- 非対面チャネル強化
- (4) 人材の育成・内部管理態勢構 築・健全性確保
- ・次世代変革リーダー等の育成
- ・金融規制に対応する財務基盤強化

#### 2.安定的な還元の確保

#### 【重点取組事項】

- (1) 収益力の強化
- ・運用部門の強化
- ・適切なALM管理およびリスク管理
- (2) 会員JAに対する還元
- ・貯金基準による貯金奨励金の円滑 な対応 (激変緩和措置の対応)
- (3) 自己資本の増強
- ・バーゼルⅢ最終合意を踏まえた資本の質と量の拡充

# 3. 業務の効率化・刷新

#### 【重点取組事項】

- (1) 要員の見直しと経費削減
- ・総要員数の見直し
- ・事業管理費削減
- (2)集中化・効率化
- ・機構整備の実施
- · R P A 等の導入
- (3) 公認会計士監査への対応
- ・内部統制レベルの確保
- (4) | T化への取組み
- · A I 技術の活用
- ・情報セキュリティ管理強化
- (5) インフラ整備
- ・施設の有効活用

# SDGs(持続可能な開発目標)への取組み

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年までの国際的な取組目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けて、 JAグループは2020年5月、「JAグループSDGs取組方針」を策定し、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として総合事 業を展開するJAの特性をふまえ、各組織の事業や地域の特性に応じた取組みを通じ、JAグループ全体で目標を達成することとして います。

当会は、「農業とくらしを守るJAバンク茨城」という組織目標のもと、事業活動を通じてSDGsの達成に貢献し、地域の農業と暮ら しの発展による持続可能な社会の実現を目指します。

# SUSTAINABLE GOALS





























#### □主な取組み



# ●持続可能な農業

- ・農業生産拡大(農業所得 増大) に向けた融資商品 の提供及び利子助成
- ・日本政策金融公庫との 協調・連携



・食農教育の実施 (教材本の提供)



# · 自然災害, 感染症拡大等

●外部環境変化への対応

を想定した事業継続策 (BCP) の策定







#### ●環境保全への取組み

・ペーパーレス化の進展

# 持続可能な地域社会・

# 経済・環境の実現

非対面チャネルの拡大 (ネットバンク, JAバンクアプリ)



# ●平和な社会の実現

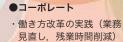
- ・マネロン対策強化
- ・テロ資金供与対策

#### ●安心・安全な食料の 安定供給

- ・フードバンクへの協力
- ·販路拡大支援







・コンプライアンス態勢 (内部統制) の確立





# 2020年度の経営環境と業績

## ■農業情勢

農業を取り巻く環境は、TPP11、日欧EPA、日米貿易協定に続き、2020年11月に東アジア地域包括的経済連携(RCEP)協定が署名されたことで、世界の国内総生産(GDP)、貿易額で3割を占めるFTAが誕生し、さらに2021年2月に英国がTPP参加を正式申請するなど、TPP11への波及効果も期待されます。これらのメガFTAでは、ほとんどの農畜産物が輸入関税の削減・撤廃の対象となり輸入品との価格競争激化も予想され、国内生産力の衰退が懸念されますが、RCEPでは農産品の重要5品目は関税撤廃か れます。

また、国内の農業は、人口減少や高齢化に伴う国内消費マーケットの縮小か見込み100円、メナン政権といる。 担い手不足問題や基幹的農業従事者・農地面積の減少なども相まって厳しい状況が続いています。さらに、昨年は特定非常災害に指定 担い手不足問題や基幹的農業従事者・農地面積の減少なども相まって厳しい状況が続いています。さらに、昨年は特定非常災害に指定 された令和2年7月豪雨のような自然災害が猛威を振るい,国内農畜産物に甚大な被害を及ぼしました。

このような情勢のなか、 J A グループでは、農業の成長産業化に向けた自己改革を進めていくる 増大、農業生産の拡大、地域活性化の実現に向けた取組みを確実に実践していく必要があります。 JAグループでは、農業の成長産業化に向けた自己改革を進めていくことが求められており、農業者の所得

#### ■経済情勢

日本経済は、2020年2月より続く新型コロナウイルスによる影響を大いに受けましたが、幅広い経済活動が抑制された2020年4~ 5月を底に持ち直しています。しかしながら、対面型サービス業を中心に未だ厳しい状況が続くと見込まれています。 ワクチン開発が 進むなか,普及状況・効果には不透明感があるため,感染症の影響が収束するまで,当面は国内外経済への影響に注意が必要な状況が 継続すると見込まれます。

#### ■金融情勢

欧米では、2020年3月実施のFRBによるゼロ金利政策が、2023年末まで維持されるなど、長期的な金融緩和が行われています。 日銀は2020年6月の金融政策決定会合において新型コロナウブルスが表として「3つの柱」の資金供給策を実施し、落ち着きを取り戻 しましたが、先行き・景気の改善が緩やかなもとでは、低金利で推移するとみられます。 そのような中、家計の金融資産残高は新型コロナウイルスによる外出や消費控え・政府による特別定額給付金などにより、2020年12

月末時点で1,948兆円と過去最高を更新しています。一方,コロナ禍によるネット証券口座開設やNISA口座数の増加など,一部で 投資商品の利用は進展したものの、投資性商品が残高を大きく増やすといった状況ではなく、貯蓄から投資へといえるほどの大きな動 投資的品のでいる。 きには至りませんでした。 また、コロナ禍において、

緊急事態宣言下の各金融機関では営業時間短縮や渉外活動自粛などの動きもみられ、より一層の販売経路 の多様化・非対面サービスの利活用が進行しました。さらに、金融業界全体として、人口減少や低金利の継続といった環境下においては、業務効率化および店舗統廃合や店舗機能の見直しなどが喫緊の課題となり、合理化策を講じる動きが加速しました。

# ■貯金

2021年3月末現在の残高は、1,480,141百万円、前年対比 10,683百万円の増加となりました。

年間平均残高は、1,492,170百万円となり、前年対比10,473

百万円減少し、増加率は△0.70%となりました。 また、2021年3月末の貯金残高構成は、JAからの1か年定期 貯金が 1,397,392百万円で94.41%を占めています。

#### ■有価証券

2021年3月末現在の残高は、500,276百万円、前年対比 9,603百万円の増加となりました。

年間平均残高は、483,787百万円となり、前年対比39,432百 万円増加し、増加率8.87%、貯証率は32.42%となりました。 低金利環境の長期化が見込まれるなかで、国内債券(国債・社

債等) や受益証券を中心に取得を行い、収益の確保に取り組みま した。

# ■貸出金

2021年3月末現在の残高は、238,157百万円、前年対比 13,781百万円の増加となりました。

年間平均残高は、230,258百万円となり、前年対比25,471百 万円増加し、増加率は12.44%、貯貸率は15.43%となりました。 コロナ禍により新規アプローチが制約されるなか、銀行等から の紹介を受けるなどして金融機関貸付の増加を図りました。

#### ■損益の状況

当年度も引続き、ALM管理に基づく安定的かつ効率的運用や 経費削減に継続して取り組みました。

全銭の信託運用損益、有価証券売買・償還損益および受取出資配当金が減益になり、また貸倒引当金繰入額が増加したものの、資金収支の増生等により、経常利益は2,116百万円と前年対比9 百万円の増益となりました。

当期剰余金は、上記の要因により税引前当期利益が増益になっ たことに加え、前年の貸倒引当金の減算等により税金費用が減少 したため、1,670百万円と前年対比87百万円の増益となりました。

(単位:百万円,%)

## ■主要な経営指標の推移

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
事 業 純 益	3,323	2,334	2,335	2,024	2,214
経 常 利 益	2,605	2,467	2,520	2,107	2,116
当 期 剰 余 金	1,554	1,815	1,927	1,583	1,670
貯 金 等 残 高	1,424,305	1,512,690	1,516,494	1,469,458	1,480,141
預 け 金 残 高	1,000,799	1,019,797	1,003,445	898,971	867,857
貸 出 金 残 高	164,291	209,912	202,543	224,375	238,157
有 価 証 券 残 高	353,909	390,090	449,874	490,672	500,276
単体自己資本比率	17.61	16.21	14.73	14.42	14.48

(注)

<sup>1.</sup> 貯金等残高には、譲渡性貯金が含まれています。 2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年3月28日付金融庁・農林水産省告示第2号第 第2号(最終改正:令和2年3月31日付金融庁・農林水産省告示第2号))に基づき算出しています。





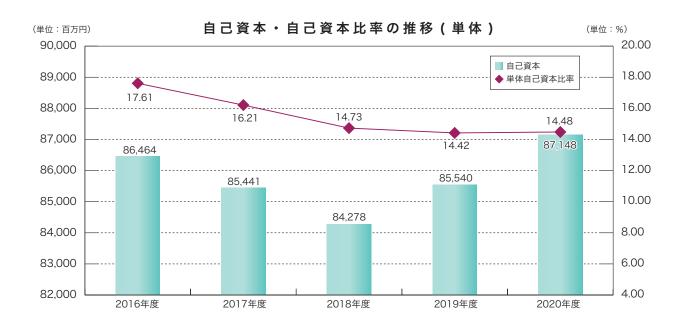




# ■自己資本比率の状況

当会は、自己資本の充実を経営の重要課題として取り組んでいます。

2021年3月末現在の単体自己資本比率は14.48%であり、JAバンク基本方針で定める8%基準(国内基準4%)を大きく上回る、健全な自己資本を確保しています。



# ■不良債権の状況(資産の健全性確保)

当会は、従来から不良債権の早期処理を経営の優先課題として取り組んできました。また、資産自己査定による厳格・適正な資産査定に基づき、所要の償却・引当を行っています。

2021年3月末現在のリスク管理債権残高は延滞債権が増加したことから5,238百万円となり、貸出金に占めるリスク管理債権比率は2.20%、保全率99.91%となっています。

# □リスク管理債権

	2019年度	2020年度	増 減
貸 出 金A	224,375	238,157	13,781
破 綻 先 債 権	_		_
延滞債権	4,973	5,229	256
3 か月以上延滞債権	_	-	_
貸出条件緩和債権	9	8	△ 1
リスク管理債権総額B	4,983	5,238	254
担保保証等回収可能額C	2,067	1,913	△ 153
貸 倒 引 当 金 D	2,909	3,319	410
貸出金に占めるリスク管理債権比率 B/A	2.22%	2.20%	△ 0.02%
保 全 率 (C+D)/B	99.88%	99.91%	0.03%



# □金融再生法開示債権

(単位:百万円)

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度	増減
債 権 総 額 A	225,789	239,556	13,766
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	285	284	△ 1
危 険 債 権	5,231	5,486	255
要 管 理 債 権	9	8	△ 1
金融再生法開示債権総額 B	5,526	5,779	253
正常债権	220,263	233,777	13,513
担保保証等回収可能額C	2,228	2,057	△ 171
貸 倒 引 当 金 D	3,291	3,717	425
金融再生法開示債権比率 B/A	2.45%	2.41%	△ 0.04%
保 全 率 (C+D)/B	99.89%	99.92%	0.03%



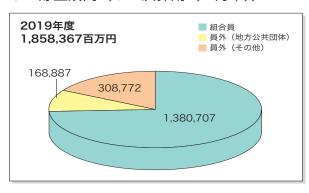
# 社会的責任と地域貢献活動

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた組合員および利用者のみなさまの大切な財産である貯金です。お預かりした大切な貯金は、資金を必要とする組合員および利用者のみなさまや、JA・農業に関連する企業および地方公共団体などにご提供することによって、地域社会・地域経済の発展に貢献しています。

また、当会は文化、教育、環境に対する貢献活動を通じて、豊かな地域社会の実現に向けた取組みを行っています。

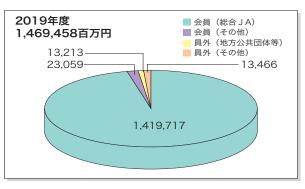
# ■地域からの資金調達の状況

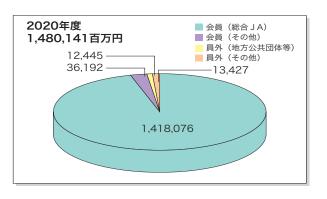
□JA貯金残高(JA決算期(1月末))





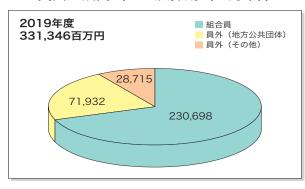
## □当会貯金残高(当会決算期(3月末))

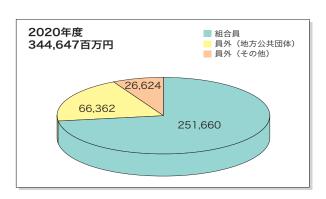




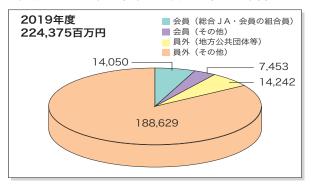
# ■地域への資金供給の状況

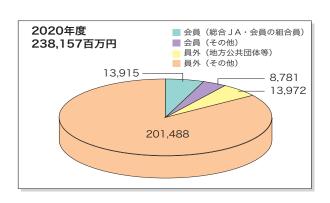
□JA貸出金残高(JA決算期(1月末))





## □当会貸出金残高(当会決算期(3月末))





## □主な農業資金の取扱状況 (2021年3月31日現在)

資金名	当会および 県下JAの 取扱残高	資金の内容
新認定農業者育成特別資金	6,148	認定農業者の農業経営に関わる一切の資金
農業経営拡大資金	5,211	農業経営に関わる一切の資金
農業近代化資金	2,267	施設・機械の取得、果樹の植栽・育成、家畜の購入・育成、長期運転資金等
JA営農ローン	501	営農に必要な資金(運転資金)
就農施設支援資金	198	農業経営を開始する際に必要な機械、施設または資材の購入等に必要な資金
農業改良資金	116	新たな農業部門・農産物加工事業を始めるための資金

## □県下JAの主なオリジナル商品

<i>≫</i>		Þ	+\/ <b> </b>	ご利用		ご利	用方法		
資	金	名	お使いみち	いただける方	ご利用 金 額	ご利用 期 間	ご返済 方 法	保証	担保
	認定農成特別		農業施設・機械・器 具, 農地等の取得・ 改良・造成, 果樹植 裁・育成費, 家畜の 購入・育成費等(負 債整理は除く)	JAの組合員(個人・法人)で,かつ認定農業者 個人の場合は借入時の年齢が20才時の年齢が74才以下の方	500万円以内 (法人は1,000 万円以内)	5年以内 (据置1年以内)	元金均等 返済 元利均等 返済	茨城県農 業信用基 金協会の 保証	必要に応 じて不動 産を徴求
	ł 業 絲		農業施設・機械・器 具, 農地等の取得・ 改良・造成, 果樹植 裁・育成費, 家畜の 購入・育成費, 農業 制度資金の借換え (負債整理は除く)	JAの組合員(個人・法人) 個人:借入時の年齢が20 才以上で最終返済 時の年齢が74才以 下の方 法人・団体:組合との間に 安定した取引が見 込める方	所要額以內	25年以内 (据置5年以内)	元金均等 返済 元利均等 返済	茨城県農 業信用基 金協個 たは個 の保証	必要に応 じて不動 産を徴求

## ■各種キャンペーンの実施

#### □JA住宅ローン・JAリフォームローンキャンペーン

JAにおけるローン伸長および次世代との取引拡大を図るとともに、JAバンク利用のメイン化を目的に一定の条件を満たした場合にJA住宅ローンおよびJAリフォームローンの金利を引下げる「とくとくプラン」を実施しました。





(単位:百万円)

#### □JAマイカーローン・JA教育ローンキャンペーン

JAにおけるローン伸長および次世代との取引拡大を目的に、JAマイカーローンで50万円以上借入された方、JA教育ローンの証書型で50万円以上、当座貸越型で100万円以上借入された方を対象に、農協全国商品券1,000円分をプレゼントするキャンペーンを実施しました。

また、借入に加えJAカードの契約またはJAネットバンクの契約をされた方については、それぞれ500円分を上乗せでプレゼントしました。



#### □JOINキャンペーン

JAバンクのメイン化拡大およびJA直売所等のJA施設の利用促進を図ることを 目的に、JAカードを新規契約された方および新規契約者を紹介した方を対象に、農協 全国商品券1,000円分をプレゼントする「JAカード お得に!一緒に!入会チャンス! -- JOINキャンペーン--」を実施しました。

#### □年金おまかせキャンペーン

JAバンクのメイン化拡大を図るため、キャンペーン期間内にJAで年金を新規契約 (新規受給・指定替え・予約) する顧客および新規契約者を紹介する顧客を対象とし、 農協全国商品券をプレゼントする「JAバンク茨城 年金はJAにおまかせください! キャンペーン2020」を実施しました。





## ■地域密着型金融への取組み

当会は県下JAと一体となり、本県農業の発展と農家所得の向上を金融面から支援して いくとともに、農業メインバンクとして、農業担い手の経営基盤強化に向けて踏み込んだ

対応を、金融・非金融両面から取り組むことで、農業資金残高のシェア向上および担い手満足度向上を目指します。ま た、農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供と地域貢献に取り組んでいます。

#### □農業メインバンク機能強化への取組み

#### ○農業担い手のニーズに応えるための態勢整備

県下JAでは、農業担い手金融リーダー(2021年4月1日現在、17JA、58名)を設置しており、担い手農 業者からの資金需要に対応できるよう取り組んでいます。

当会は、こうしたJAにおける農業融資機能強化に向けた取組みをサポートすべく、農家組合員宅や農業法人 等への同行訪問、借入相談の支援を実施しています。

毎年7月に開催されるJA全農いばらき主催の「ダイナミックフェア (農機・生産資材大展示会)」は、新型コ ロナウイルスのまん延状況を勘案し中止となりましたが、11月にJAグループ初となる「ドライブインシア ター」形式での農機ショーが開催され、その中でJAバンク茨城として動画CMを放映し、各種農業資金にかか るPRを実施しました。

#### ○JA内事業間連携の強化

農業者の多様なニーズ・諸課題に応えるため、JA内での情報共有、信用・営農経済事業間連携を強化してい ます。

当会では、県下全体での農業担い手金融リーダー会議や個別JA毎に農業メイン強化先への訪問実績検討会を 開催し、信用部門と営農・経済部門との連携促進に取り組み、農業者への訪問活動の強化に努めました。その結 果, 2020年度は、JAでは農業者メイン強化先へ1,620先、当会アプローチ先へは64先に訪問活動を実施し、 農業融資の伸長を図りました。

# ○農業者の支援・地域活性化応援への取組み

農業者に対する県域での支援事業として、「農業者の農業機械導入費用の助成」、「農業近代化資金に対する保証 料助成」、「新認定農業者育成特別資金に対する利子助成」、の3つの事業を実施しています。なお、「JAグループ 茨城農畜産物商談会」については、新型コロナウイルスのまん延状況を勘案し、2020年の実施については開催 を見送り、2021年度の実施に向けて情報収集を行いました。多様化する農業者のニーズに的確に対応するため、 JAグループ茨城が一体となり、迅速・円滑に事業に取り組んでいます。

#### ○農業融資商品の適切な提供

当会および県下JAは各種プロパー農業資金を提供するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金等 の制度資金の取扱いを通じて、農業者の農業経営をサポートしています。

設備資金には、「新認定農業者育成特別資金」、「農業経営拡大資金」、運転資金には「営農ローン」等をご用意 しています。

#### ○飼料用米生産拡大に向けての取組み

当会および県下JAは2020年度産の飼料用米生産拡大に向けて、経済事業部門と信用事業部門が連携し、生産者が安心して取り組めるよう、水田活用の直接支払交付金が交付されるまでの短期のつなぎ資金を融通することを目的に、JA飼料用米対応資金を創設し、生産者の資金需要に応えるとともに、需給均衡による米価の安定を支援しました。2020年度の実績は、9JA、71件、308百万円となりました。

2021年度も水田農業政策への積極的な取組みとして、耕畜連携による飼料用米の地域流通の定着とともに、さらなる販売拡大のため、地域農業の資金需要に応えます。

#### □担い手農業者のライフサイクルに応じた支援への取組み

#### ○新規就農者の支援

JAバンク茨城では新規就農者の経営と生活をサポートするため、青年等就農資金を取り扱っています。

#### ○負債整理資金による経営支援

JAバンク茨城では農業者の経営再建を支援するため、農業経営負担軽減支援資金などの負債整理資金を取り扱っています。

#### □中小企業等の経営改善および地域の活性化のための取組み

#### ○農業者等の経営支援に関する取組方針

当会は、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割のひとつと位置づけ、その実現に向けて取り組んでおり、金融円滑化にかかる基本的方針を理事会において次のとおり制定しています。

#### <金融円滑化にかかる基本的方針>

当会は、JAとともに地域に密着した金融機関として、「茨城県の豊かな自然と農業を守り育てることを通じて、社会や産業の発展に貢献すること」を、「当会の最も重要な使命」として位置付けています。

当会はこの使命を遂行するため、お客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくことは、最も重要な役割のひとつと位置づけ、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組みます。

- 1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。

3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

- 4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および 苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
- 5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続(特定認証紛争解決手続)の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む)と緊密な連携を図るよう努めます。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

- 6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、後述のとおり必要な体制を整備しています。
- 7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

#### ○農業者等の経営支援に関する態勢整備

当会は、金融円滑化にかかる対応措置を適切に把握し対応するため、次の体制を整備しています。

- ・ 理事長以下、関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」において、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしています。協議内容については、必要に応じて理事会へ 報告することとしています。
- ・ 常務を「金融円滑化管理責任者」,営業部を「金融円滑化管理責任部署」として,当会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握し,理事会へ報告することとしています。
- ・ 営業部長および農業部長を「金融円滑化管理担当者」として、営業部および農業部における金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしています。
- ・ 営業部および農業部では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について記録を作成し、当該記録は5年保存 することとしています。
- ・ 営業部および農業部において、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況 を継続的に把握し、必要に応じて経営改善または再生のための助言を行う等、2015年3月に経営革新等支援機 関の認定を受けた金融機関として、引き続き地域経済の発展に真摯に取り組みます。
- ・ 関係団体とも連携し、経営相談等を行う体制を整備しています。
- ・ 経営相談,経営改善・再生のための支援能力向上のため,当会職員に対し,必要な教育・研修を行っていま す。
- ・ 当会では、お客さまからのご融資にかかるご相談の窓口を営業部および農業部に設置し、各種相談を受け付けています。

#### くご相談窓口>

店舗名	所	在	地	相	談窓	П	電話番号
* =	类好俱 <b>小</b> 三士按チュ ュ 4				業	部	029-232-2031
本店	茨城県水戸市梅香 1 - 1 - 4			農	業	部	029-232-2033

受付時間:月~金曜日 午前9時~午後5時 (金融機関の休業日を除く)

※貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、当会総務企画部にてお受けいたします。

<苦情相談窓口> 電話番号: 029-232-2015

受付時間:月~金曜日 午前9時~午後5時 (金融機関の休業日を除く)

#### ○経営者保証に関するガイドラインへの対応

経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会および日本商工会議所)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、態勢を整備のうえ、本ガイドラインを遵守しています。

当会は、本ガイドラインに基づき経営者保証に依存しない融資の一層の促進に努めるとともに、お客さまと保証契約を締結する場合やお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づいて、誠実に対応するよう努めます。

#### □地域社会貢献への取組み

#### ○各種相談会の開催

年金受給(予定)者への情報提供と相談活動として、社会保険労務士および当会年金専任担当者による無料年金相談会を延べ132回開催し、複雑な年金の仕組みについてのご相談、各種手続をお手伝いしました。

また、組合員や地域のみなさまの資金ニーズに幅広くお応えするため、各JAにおいて休日ローン相談会を開催しました。

#### ○AED講習会の実施

AED(自動体外式除細動器)については、2004年7月より医療従事者ではない一般市民も使用が可能となっており、企業や公共施設等人が多く集まるところを中心に設置が進められています。当会の施設内でも、AEDを3台設置し、心肺停止等の緊急事態に備えています。

また、職員を対象としたAED講習会を開催し、AEDに関する使用方法や人形を使った模擬訓練等を行い、職員一人一人の知識や技術の向上に努めています。

なお、2020年度の開催については、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ中止となりました。

## ■JAバンク自己改革にかかる県域取組み状況

#### □自己改革に対する基本的考え方

当会3か年中期経営計画では、農協法改正等により今までにない環境変化に直面していることを十分認識し、JA自己改革を踏まえた取組み内容としています。この環境を「生き残りをかけた大規模な変革実践」のときと捉え、強い姿勢をもって、目標達成に向けて取り組みます。

#### ○2020年度の取組み

「農業者の所得増大への貢献・信用事業を通じた組合員農業経営支援の強化」について

#### 1. 出向く体制の整備

2016年度から、JA全農いばらきとの連携による同行訪問等出向く体制を整備し、担い手経営体(農業法人)への直接アプローチを強化してきました。

2020年度は、選定した135先の農業法人に対して、月例会議等を行うなかでそれぞれが持つ情報を共有し、 JAグループの総合力を発揮した事業提案を行いました。このような担い手経営体の事業規模拡大に向けた支援をしていくなかで、3先、38百万円の融資取引実績がありました。

#### 2. 農業者支援事業(当会主体事業)

JA・各会と連携のもと、3つの事業を実施しました。

(1) 農業機械導入助成事業

規模拡大等によりコスト低減に取組む農業者等への支援を目的に、農業機械導入費用の一部助成を実施しました。

#### (2) 農業資金関連

- ・農業者に対する (新認定農業者育成特別資金) 利子助成事業
- ・農業近代化資金保証料助成事業

農業者等がJAから新認定農業育成特別資金をお借入した場合の利息相当額負担軽減を図るための利子助成および農業近代化資金をお借入した場合の諸費用負担軽減を図るための一括前払い保証料全額助成を実施しました。

※農畜産物商談会については、新型コロナウイルスのまん延状況を勘案し、2020年の実施については開催を見送り、2021年度の実施に向けて情報収集を行いました。

#### ○今後の取組み

当会では、2021年度事業計画においても「JAの収益向上」、「安定的な還元の確保」、「業務の効率化・刷新」に基づき、自己改革に関する具体的な取組みを実施していきます。

#### ○新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

当会では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けているお客さまに対する、融資等に関する相談 窓口を設置しています。

店舗名	所 在 地	相談窓口	電話番号
* =	英城周北京末梅禾 1 1 4	営業部	029-232-2031
本 店 	茨城県水戸市梅香   -   - 4 	農業部	029-232-2033

受付時間:月~金曜日 午前9時~午後5時 (金融機関の休業日を除く)

また、被害を受けた組合員のみなさまを対象に「令和3年度JAバンク茨城農業災害資金(新型コロナウイルス)」を創設しています。

資 金 名	資金使途	貸付限度	貸付期間	借入申込期限
1-111-1-12	農業再生産の確保およ び農業経営安定に資す るための運転資金		5年以内 (据置期間 1 年以内)	2021年12月30日

なお、2020年度は、JAグループ茨城として系統農業災害資金(新型コロナウイルス)を創設し、145件、436百万円資金繰りを支援しました。

## ■文化的・社会的貢献

# □「JAバンク食農教育応援事業」への取組み

JAバンクによる食農教育を中心とする教育実践活動を通じ、子供たちの 農業に対する理解の深耕を図り、農業ファンの拡大と地域の発展に貢献する ことを目的に、食農教育・環境教育・金融経済教育を基本テーマとする教材本 を作成しています。

この教材本は県内486校の小学5年生を対象に、県内各JAから41,085冊 を無償配布し、社会科・理科・総合学習のなかで広く活用されています。

# 〈教材本〉



#### □「JAバンク茨城サンクスマッチ」の開催

2021年2月28日(日)に水戸市の「ケーズデンキスタジアム水戸」にて、FC水戸ホーリーホックのJ2リーグ 2021シーズンホーム開幕戦を「JAバンク茨城 サンクスマッチ」として開催しました。

当日は、コロナ禍で観客動員に制限があるなか、来場者プレゼントとして先着2,000名様に「よりぞうフェイス タオル」を配布し、JAバンク茨城のPRを実施することで、会場を盛り上げました。

また、例年実施している県内農畜産物の直売会や、JAバンク茨城イベントブースなどは、新型コロナウイルス の影響により自粛となりましたが、フリー撮影ブースとしてよりぞう等身大パネルを設置し、多くの方々が写真撮 影を楽しまれていました。

〈理事長挨拶〉



〈両チームへの農産物贈呈セレモニー〉



#### □「JAバンク茨城年金友の会グラウンド・ゴルフ交流大会」の開催

県内の各JA年金友の会で組織する「JAバンク茨城年金友の会」では、例年「JAバンク茨城年金友の会グラ ウンド・ゴルフ交流大会」を開催していますが、2020年度の開催については新型コロナウイルス感染症対策を踏 まえ中止となりました。

## □「JAバンク茨城年金友の会情報誌、会員証」の発行

県内JA年金友の会の活動内容や、くらしに役立つ医療情報等を中心に、「JAバンク茨城年金友の会情報誌」 を当会にて年1回(11月)発行するとともに、県内JAの年金友の会の会員数約10万6千人の方を対象に「JA 年金友の会会員証」を発行しています。

この会員証は、県内の各JAに年金の振込指定された会員の方に発行されており、会員証をご提示いただくと割 引等の各種サービスが受けられる仕組みとなっています。

特典協力店舗は183店舗(2020年8月末)であり、JA バンク茨城では、特典協力店舗数の増加に努めています。

〈会 員 証〉



経

#### □利用者ネットワーク化への取組み

#### ○JAバンク茨城公式Instagramへの投稿

JAバンク茨城公式Instagramを2019年12月より開設しています。 JAマイカーローン、教育ローン等の各種おすすめ商品や各種キャンペーンの案内や、JAバンク茨城で開催した行事について定期的に 投稿を行っています。

2020年度は、JAバンクキャラクター「よりぞう」がエントリーした「ゆるキャラグランプリ2020ファイナル」や、例年開催している「JAバンク茨城サンクスマッチ」についても投稿したところ、多くの方々に閲覧いただきました。

今後は、より投稿頻度を高めることで、さらなる J A バンク茨城の周知に 力を入れていきたいと考えています。

# # Barakkenshinnen, pfficial = AMD-PRIN (pint) AMD-PRIN

〈JAバンク茨城アカウント〉

#### □ボランティア活動への取組み

当会では、地域に支えられて事業展開ができることを再確認し、地域社会に還元・貢献していくことを目的として「JAバンク茨城県信連ボランティアサークル」を運営しています。

当サークルは、全役職員参加型事業として2018年度より活動しており、以下の活動等を通じて地域活動に積極的に参加しています。

なお、当会は地球環境に配慮した取組みを積極的に行う事業所として、茨城県に登録する「茨城エコ事業所登録制度」に申請し、2008年11月10日に「AAA」の登録認定を受けています。

#### ○子ども支援プロジェクトへの取り組み

フードバンク茨城が主催する本プロジェクト趣旨に賛同し、食に困るお子様のいる世帯やコロナ禍により食事に困窮する学生を支援するため、当会役職員の家庭にある消費しきれない食材を事業所内に設置する「きずなBOX(収集箱)」に持ち寄り、フードバンク茨城各支部(水戸・牛久)に提供しました。







#### ○県内児童養護施設への物資提供

子ども支援プロジェクトを通じて、様々な事情を抱える子供たちを献身的に支える児童養護施設の存在を知り、 日本の明るい未来を創造する子供たちの健やかな成長に貢献出来ればとの思いから、施設運営に協力する取組み として、生活物資・学習用品等を提供しました。

〈県内児童養護施設への物資提供の模様〉



# リスク管理の状況

## ■リスク管理体制

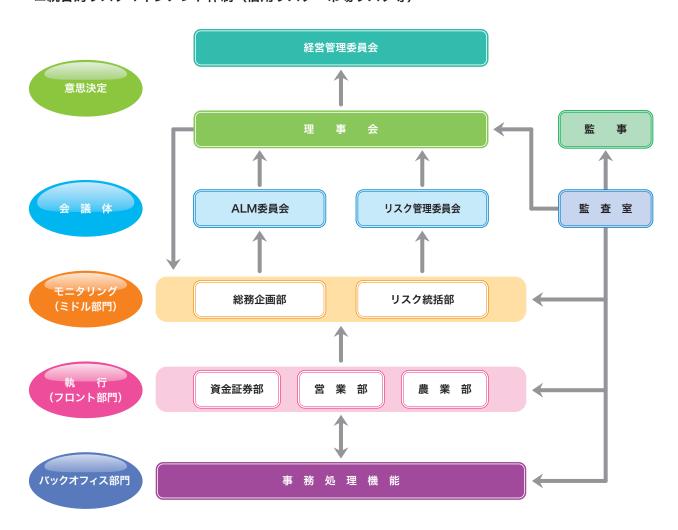
#### □リスクマネジメント基本方針

会員・利用者のみなさまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を 高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに対応すべく「リスクマネジメント基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

当会では、各種リスクに対応するため、常勤役員以下で構成する「リスク管理委員会」、「ALM委員会」を設置して検討・協議しています。また、リスク量の計測および与信限度額のモニタリングを担当する部署を設置するなど実施体制を整備しています。

#### □統合的リスクマネジメント体制(信用リスク・市場リスク等)



#### ALM委員会

金融経済見通しの検討を踏まえ、中長期的な収支見通しの 把握・検討を行うほか、最適資金配分の協議を行うなど、資 産・負債の総合管理を行うことを目的に運営しています。

#### リスク管理委員会

リスク資本の管理を行うほか、リスク限度額、与信限度額の協議・検討および各種リスクの情報分析や限度額の実績管理等を通じて、過度なリスクテイク・与信集中等をチェックし、経営に対するアラーム機能を発揮することを目的に運営しています。

#### □統合的リスク管理態勢

経営の健全性を確保し安定的な収益を継続的に確保するためには、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のさまざまなリスクを可能な限り包括的に把握して適切にコントロールすることが必要不可欠となっています。

当会では、それぞれのリスク・カテゴリー(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等)ごとに評価したリスクを総体的に捉え、経営体力(自己資本)と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理に努めています。

#### □各種リスク管理態勢

#### 【信用リスク管理】

与信審査については、貸出部門から独立した審査部署として、リスク統括部が業界動向や取引先の調査分析を行うなど貸出 基準に基づく厳格な審査を実施し、相互牽制機能を発揮しています。

与信額については、特定の取引先・業種に集中しないよう「リスク管理委員会」において業種別・内部格付別に限度額を設定するとともに、「融資協議会」においては取引先ごとに信用度合いに応じ個別に限度額の設定をしています。

信用リスクポートフォリオの状況等のモニタリングは、リスク統括部が行っています。

貸出担当者は、充実した研修プログラム等に基づき外部研修・出向研修・通信教育等により信用リスク管理能力の習得を図っています。

#### 【流動性リスク管理】

ALM委員会で系統資金動向の十全な 把握・分析等を行い管理しています。

#### 【市場リスク管理】

ALMシステム(資産・負債の総合管理)により、金融経済見通しと金利変動シナリオに基づくシミュレーションを行い、資産・負債が抱えるリスクを把握し、効率的な資金配分を行っています。

なお、調達・運用全体の金利変動リスクの対応方向、市場部門の機動的運用は、「ALM委員会」で決定し、実行しています。

また、「リスク管理委員会」において、 与信限度額や利用限度額を設定するとと もに、リスクを的確に把握した管理を 行っています。

有価証券担当者は、充実した研修プログラム等に基づき外部研修・各種セミナーへの参加等によりスキルアップを図っています。

# リスク マネジメント

# オペレーショナル・リスク管理

#### 【事務リスク管理】

適切なシステム利用,事務手続の整備,取引実施部門と事務部門の相互牽制,事務処理のダブルチェックにより管理しています。

また,事務リスクにかかる内部管理の 一環として自主点検を実施し,内部監査 において検証しています。

#### 【システムリスク管理】

危機管理計画を策定し、継続的な体制 整備に努めています。

#### 【その他のリスク管理】

その他当会が業務を遂行する際に発生 する各種リスクの発生可能性を極小化す るよう努めています。

## ■法令遵守体制

コンプライアンスとは、法令やルールを厳格に遵守することをはじめ、社会的規範(倫理)を全うすることを言います。また、コンプライアンスの目的は、違法行為を事前に予防したり、未然に防止したりする仕組みを構築していくことで組織の業務運営の遵法性を高めていくことを通じて、経営の健全性を確保し社会全般からの信頼を確立していくことにあります。

当会は、与えられた社会的責任と公共的使命を果たし、JAおよび地域社会から一層の揺るぎない信頼を確保していくために、法令や社会的規範を厳格に遵守することはもとより、たとえ法令等に抵触しない場合であっても、確固たる倫理観と誠実さに基づいて公正に行動することを「基本方針」としています。

当会は、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス基本方針」を制定するとともに、役職員として遵守すべき法令や行動規範を「コンプライアンス・マニュアル」として制定し、全役職員に周知徹底しています。

さらに、コンプライアンスに関する実践計画「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、啓蒙・教育研修活動を通じてより一層の浸透に取り組んでいます。

#### □コンプライアンス基本方針

#### 1. 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

#### 2. 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー 攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済 社会の発展に貢献します。

#### 3. 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

#### 4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

#### 5. 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

#### 6. 持続可能な社会への貢献

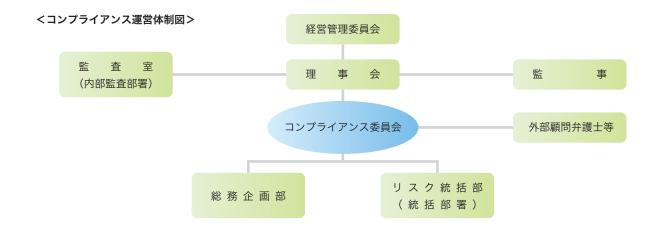
社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

#### □コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、各部署にコンプライアンス担当者を配置しています。

なお、基本姿勢および遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、研修会を 開催するなど全役職員に周知・徹底しています。

また、毎年度「コンプライアンス・プログラム」を策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署(リスク 統括部)を設置し、その進捗管理を行っています。



# ■金融ADR制度への対応

#### 1. 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページで公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

#### 当会の相談・苦情等受付窓口

茨城県信用農業協同組合連合会 総務企画部

電話番号:029-232-2015 電子メール: shinren\_sohmukikaku\_jinji@ib-ja.or.jp 受付時間:午前9時~午後5時 (金融機関の休業日を除く)

また、JAバンク相談所でも、JAバンクに関する相談・苦情を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

#### JAバンク相談所

電 話 番 号:03-6837-1359 受 付 時 間:午前9時~午後5時 (金融機関の休業日を除く)

#### 2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

#### 東京弁護士会紛争解決センター

電 話 番 号: 03-3581-0031

受付時間:午前9時30分~午後3時(正午~午後1時を除く) 月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)

#### 第一東京弁護士会仲裁センター

電 話 番号:03-3595-8588

受付時間:午前10時~午後4時(正午~午後1時を除く) 月曜日~金曜日(祝祭日・年末年始を除く)

#### 第二東京弁護士会仲裁センター

電 話 番 号: 03-3581-2249

受付時間:午前9時30分~午後5時(正午~午後1時を除く) 月曜日~金曜日(祝祭日・年末年始を除く)

リスク管理の状況

上記弁護士会の利用に関しては、当会の相談・苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。 なお、上記弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」といいます)の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- (1) 現地調停:東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議等により、共同して解決に当たります。
- (2) 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
- ※ 現地調停,移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容はJAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

# ■内部監査体制

内部管理態勢の適切性・有効性を確保するため、被監査部署から完全に独立した部署として監査室を設置しています。また、監査の実効性確保の観点から理事長直轄とするとともに監査の有効的な機能発揮のため、可能な限り多岐の業務経験と知識を有すると認められる職員を3名配置しています。

不祥事未然防止の観点からは、年1回全役職員にコンプライアンス研修会を受講させ法令遵守の意識向上を図りつつ、自主点検等により内部牽制機能を発揮させ未然防止を講じるとともに、あわせて人事ローテーションや連続職場離脱の適正実施を行っています。これらの実施状況を踏まえ、通告監査だけでなく無通告監査を有効的に活用し、現物・勘定残高等の確認のみならず、事務形骸化の有無ならびに法令遵守状況の検証を実施しています。

内部監査は全部署および関連会社を対象として実施しており、リスクアセスメント結果による監査の頻度・深度を 配慮した内部監査計画を策定しています。内部監査を実施する監査室に対しても、当会職員で監査室職員以外の農業 協同組合監査士試験合格者または農業協同組合内部監査士資格保有者が内部監査を実施することとしています。

なお、監査結果・改善指示事項等を定期的に理事会、経営管理委員会および監事会に報告するとともに、必要に応じ改善取組状況のフォローアップ監査を実施しています。

#### ■貸出運営についての考え方

当会の資金は、その多くが県下JAにお預け入れいただいた農家組合員の方々や地域のみなさまの大切な資金です。 当会は、農業の持続的な発展および地域産業の活性化に努めるべく、地域に根差した金融機関としてお客さまのニーズに応じた資金提案を積極的に対応しています。

#### ■金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売等にかかる勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

- 1. お客さまの資産運用の目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実であると誤認させるおそれのあることを告げるなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4. 電話や訪問による勧誘は、お約束のある場合を除き、午前8時45分から午後5時までとします。
- 5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

#### ■個人情報保護方針

当会は、利用者の個人情報および個人番号等(以下「個人情報等」といいます)を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」といいます)および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます)をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の本店に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しています。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得します。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者および委託先(再委託先等も含みます)を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供しません。

6. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当会は、ご本人の機微(センシティブ)情報(金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます)につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はしません。

7. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報(個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます)の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 開示・訂正等, 利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

9. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

10. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。 当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

#### 茨城県信用農業協同組合連合会 リスク統括部

電話番号:029-232-2020

## ■情報セキュリティ基本方針

当会は、会員・利用者等のみなさまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1. 当会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2. 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- 3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

## ■利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者(今後、利用者になろうとする方を含み、以下も同様とします)の正当な利益の保護と利便性を確保するため、以下の方針を遵守します。

また、利用者の保護と利便性の向上に向けて継続的な取組みを行います。

#### (顧客説明管理)

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます) および情報提供を適切かつ十分に行います。

#### (顧客サポート等管理)

2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含みます)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。

#### (利用者情報管理)

3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段により取得・利用するとともに、情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のために、必要かつ適切な措置を講じます。

#### (外部委託管理)

4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう 努めます。

#### (利益相反管理)

5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理の態勢整備に努めます。

#### ■利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針(以下「本方針」といいます)を次のとおり定めるものとします。

#### (対象取引の範囲)

1. 本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務および金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

#### (利益相反のおそれのある取引の類型)

- 2 「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。
  - (1) お客さまと当会の間の利益が相反する類型 (取引例)
    - 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。
  - (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型 (取引例)
    - 関連法人等との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。
    - 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で 取引を行う場合。

#### (利益相反のおそれのある取引の特定の方法)

- 3. 利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。
  - (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
  - (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
  - (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
  - (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
  - (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

#### (利益相反の管理の方法)

- 4. 当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保します。
  - (1)対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
  - (2) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります)
  - (3) その他対象取引を適切に管理するための方法

#### (利益相反のおそれのある取引の記録および保存)

5. 利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当会で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存します。

#### (利益相反管理体制)

- 6. 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。
  - (1) この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
  - (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善します。

#### (利益相反管理体制の検証等)

7. 当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

# ■マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」といいます)の防止に取り組みます。

あわせて,2007年(平成19年)6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(以下,「政府指針」といいます)」等を遵守し,反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

#### (運営等)

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

#### (マネー・ローンダリング等の防止)

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

#### (反社会的勢力との決別)

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

#### (組織的な対応)

当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

#### (外部専門機関との連携)

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

# ■お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な 農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、2017年(平成29年)3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、会員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定しています。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直します。

- 1. お客さまへの最適な商品提供
  - (1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。
- 2. お客さま本位の提案と情報提供
  - (1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品を提案します。
  - (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすく説明し、必要な情報を十分に提供します。
  - (3) お客さまに負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。
- 3. 利益相反の適切な管理
  - (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。
- 4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築
  - (1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

# 業務のご案内

# ■貯金業務

地域のみなさまから選ばれる金融機関として、さまざまなニーズにお応えできるよう総合口座、定期貯金、定期積 金、貯蓄貯金、財形貯金など、目的やライフスタイル、ライフプランにあわせた商品をご用意しています。

## □JAバンク茨城県信連・県下JAの主な取扱商品

種 類	特 色	期間	預入単位等
総合口座	「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えている個人のお客さま専用商品です。この口座は年金・給与・配当金などの自動受け取り、公共料金・税金などの自動支払いに便利です。さらにキャッシュカードでCD・ATMをご利用になると一層便利です。また、スーパー定期・期日指定定期・変動金利定期等がセットでき、最高90%、300万円まで自動融資が受けられます。	期間と出し入れの自由な口座です。	ご融資利率は、セットされた定期貯金の 利率プラス0.5%です。
普通貯金無利息型 (決済用)	「決済用貯金」(「無利息・要求払い・決済サービスを提供できること」という3つの条件を満たす貯金)に該当するものは全額保護となります。	出し入れ自由です。	無利息です。
貯蓄貯金	普通貯金と同じように出し入れできるうえ、貯金残高に応じて 4段階の金利が設定されています。 ただし、給与・年金等の自動受け取りや公共料金等の自動支払 いにはご利用いただけません。	期間と出し入れの自由な口座です。	お預け入れは1円以 上1円単位です。
当座貯金	小切手・手形によりお支払いができますので、ご商売をなさる 方に便利です。	出し入れ自由です。	無利息です。
通知貯金	ごく短期間の運用に便利です。	お預け入れは5万円 以上1円単位です。	
期日指定定期貯金	利息は1年複利で計算されます。 1年間の据置期間後はいつでもお引き出しできます。	最長3年(据置期間 1年)です。	お預け入れは1円以 上300万円未満で1 円単位です。
スーパー定期貯金	3年・4年・5年ものと3年超5年未満の期日指定方式は半年 複利(個人のお客さま専用)も選択できます。		
大口定期貯金	大口資金の運用に適した商品です。	同上	お預け入れは1,000 万円以上 1 円単位で す。
変動金利定期貯金	お預け入れの半年ごとに金利の見直しを行います。 3年ものは半年複利(個人のお客さま専用)も選択できます。	2年, 3年です。	お預け入れは1円以 上1円単位です。
定期積金	ご計画にあわせて毎月積み立てていく積み金です。	6か月以上5年以下 です。	1回あたり1,000円 以上1円単位です。
財形貯金	勤労者のための財産形成の貯蓄です。毎月の給与やボーナスから天引きして積立てます。財形住宅と財形年金はあわせて550万円まで利息に税金がかかりません。		
(一般財形貯金) (財形住宅貯金) (財形年金貯金)	積立額、貯蓄目的ともご自由です。 一部支払、明細支払、概算金支払、全額支払ができます。 住宅取得を目的とした積み立てで、非課税が適用される目的貯金です。 在職中に退職後のために積み立てを行い、60才以降に年金方式(3か月ごと等のお受け取り)でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される貯金です。	3年以上です。 5年以上です。 5年以上積立て、据置期間が6か月以上5年以内、受取期間が5年以上20年以内です。	1回あたり1,000円 以上1円単位です。

- ・金利はいずれも店頭に表示されます。 ・ご貯金やご融資などの商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービス内容についてお問い合わせいただくなどご確認のうえご利用 ください。

# ■貸出業務

地域金融機関として, JAの組合員, 農業者および農業関連団体のみなさまはもとより, 地域経済の発展を支える一般の企業, 地方公共団体等のみなさまに, 事業の発展に必要な資金をご融資しています。

当会では、短期運転資金、設備資金、長期運転資金等さまざまな用途に応じた資金をご用意し、みなさまの資金需要に幅広くお応えしています。

また、地域のみなさまには、地元のJAが中心となって家計のメインバンクとしてお取り引きいただくため、住宅・教育・自動車などライフスタイルに合わせた各種ローンをご用意し、豊かな暮らしづくりに必要な資金のご相談にお応えしています。

#### □JAバンク茨城県信連の主な取扱商品

種	類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用金額、ご利用期間およびご返済方法	保証・担保		
事業	資金	設備資金・運転資金(長期・短期・手形割引)や季節的・一時的資金(決算・賞与資金など)など	県内に住所または事 務所を有する企業等 のみなさま方	資金のお使いみちなどに応じてご相談のう え決定しています。	原則として必要 となりますが, ご相談のうえ決 定しています。		
制度	資金	農業近代化資金・農業経営改善促進資金(スーパーS資金)などをお取り扱いしています。					

#### □JAバンク茨城県信連・県下JAの主なローン商品

種	類	お使いみち	ご利用いただける方		ご利	用 方	法		
俚	积	の使いみら	こ利用いただりる力	ご利用金額	ご利用期間	ご返済方法	保 証	担	保
	多目的ーン	生活に関する一 切の資金	満18才以上75才未満の方で、最終返済時満80才未満の方(未成年の方は親権者の同意を得ていただきます)	10万円以上 500万円 以内	6か月以上 10年以内				
	?イカー ーン	自動車・オート バイ等の購入資 金および付帯す る費用(新車・ 中古車を問いま せん)	満18才以上75才未満の方で、最終返済時満80才未満の方(未成年の方は親権者の同意を得ていただきます)	10万円以上 1,000万円 以内(貸付 時の年齢が 71才以上の 場合は200 万円以内)	6か月以上 10年以内	元利均等返済 (ボーナス 払い併用可)	茨城県農業		
	.教育 -ン	入学金・授業料 その他入学時お よび就学に必要 な費用	満20才以上の方で、最終返済時満71才未満の方	10万円以上 1,000万円 以内	6か月以上 15年以内(在 学期間+9年) (在学中は元金 の据置可)		信用基金協会の保証	不	要
□-	カード ーン 返済型)	生活に関する一 切の資金 (カードを使って 全国の提携銀行 の C D・A T M からお引き出し できます)	満20才以上70才未満の方	極度額 50万円 以内	1年毎更新 (満70才の誕生 日以降は契約 の更新は行い ません)	約定返済 および 任意返済			
	住宅一ン	住宅の新築・増 改築・修繕・・ 建売住宅・ン 強売住宅ン 調入資金、 地購入の借換等	満20才以上満66才未満の方で、最終返済時満80才未満の方「三大疾病保障特約付団体信用生命共済」、「長期継続入院特約付団体信用生命共済」や「9大疾病補償保険」をセットすることができます。	50万円以上 1 億円以内	3年以上 40年以内	元利均等返済 済および元 金均等返済 (ボーナス払 い併用可)	茨城県農業 信用基金協 会の保証	融資不重	
	貸住宅ーン	賃貸住宅の新築・増改築・改装・補修および付帯する賃貸住 宅関連設備資金	満20才以上の方で、最終返済時満71才未満の方(事業継承人の方が連帯債務または連帯保証人となる場合は、最終返済時の年齢制限はありません)	50万円以上 4億円以内	1 年以上 30年以内	元利均等返済および元金均等返済 (ボーナス払い併用可)			

<sup>(</sup>注) ・上記の他にもお客さまの要望にお応えできる各種ローン(ネットローンを含む)をご用意しています。

<sup>・</sup>ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定・ご返済方法 (返済日・返済額など)・ご利用限度額・現在のご利用額・金利変動ルール等十分ご検討のうえご利用ください。詳しくは窓口にてご相談ください。

# ■受託貸付金業務

JAの組合員をはじめ地域のみなさまが、農業生産力の維持増進、ご子弟の進学などに、低利で有利な制度資金をご活用いただくため、日本政策金融公庫などの受託金融機関として、JAの店舗を窓口に各種資金の取扱いを行っています。

#### □JAバンク茨城県信連・県下JAの主な取扱資金

金融機関等	資 金 名
日本政策金融公庫	農業経営基盤強化資金(略称:スーパーL資金),青年等就農資金,経営体育成強化資金,農林漁業セーフティネット資金,農業基盤整備資金,国の教育ローン 等

# ■余裕金運用業務

当会がお預かりした貯金は、貸出金で運用するほかに、農林中央金庫への預け金や、内外の金融市場での有価証券等により適切なリスク管理のもと効率的に運用し、安定的な収益の確保に努めています。

有価証券運用については、経済・金融情勢等の情報収集・分析を行ったうえで、中長期運用を基本として国債等債券を中心に、安全性・流動性を重視し安定的な運用が出来るよう取り組んでいます。

また、JAにおける有価証券運用の相談業務も行っています。

#### ■決済業務

全国銀行内国為替制度(全銀データ通信システム)に加盟の金融機関として、全国のJAはもちろん、銀行・信用 金庫等の各金融機関と送金・振込・代金取立等の為替取引を迅速・安全・確実に行っています。

また、給与の振込、各種年金の受取り、公金の収納、各種公共料金の口座振替、各種クレジットの代金決済など、みなさまの暮らしに密着した業務を幅広く取り扱っています。

さらに、県内のJAグループの迅速な決済機能を果たすため、県下一円に広がるメール網により、安全で効率的なメール業務を展開しています。

# ■金融推進業務

経済・社会・農業環境や金融環境の変化に伴いお客さまのニーズが多様化し、JAに求められる機能・役割も大きく変化してきています。

当会では、県内JAがより質の高い金融サービスを提供できるよう、JAの金融機能の充実、体制整備の強化や新商品の企画・開発、さらには新聞等のマスメディアを媒体とするPR活動等により、JA信用事業の推進支援業務を通して、適時適切な取り組みを行っています。

#### ■研修相談業務

当会では、JAの信用事業にかかる金融法務・債権回収・税務・年金などの各種相談業務を行い、さらに業務の高度化に対応できるよう各種研修会を実施し、組合員および地域のみなさまから信頼される金融の専門知識を備えた人材の育成を行っています。

# ■国債窓販業務

幅広い資産運用ニーズにお応えするため、新型窓口販売方式の国債・個人向け国債の取扱いを行っています。 個人向け国債10年物以外は、ご購入になったときの利回りが満期日まで変わらない確定利回りです。

種	類	購入対象者	申込単位	発 行	募集・販売期間	中途換金				
新窓販国債	2年固定		5万円から 5万円単位	毎月 (年12回)						
	5年固定	5年固定 制限なし 10年固定				市場でいつでも売却が可能ですが,売却益・ 売却損が出ることもあります。				
	10年固定									
個人向け国債	3年固定			毎月 (年12回)	決定されます。	発行から1年間は、原則中途換金できません。				
	5年固定	個人限定	1万円から 1万円単位							
	10年変動					×0.79685が差し引かれます。				

- (注)・発行される国債の利率や募集・販売期間、お払い込みいただく金額などについては、その都度窓口に提示しご案内します。

  - ・国債は、預金保険・貯金保険の対象ではありません。 ・国債の市場価格は、金融情勢の変化などにより変動しますので、ご売却の時期によっては、売却価格がご購入価格を下回ることもあります。

# ■投信窓販業務

長期にわたる資産形成にお応えするため、各種証券投資信託受益証券の窓口販売業務を行っています。

商品名	商品分類	主な投資対象	申込手数料	信託財産留 保額	主なリスク	
農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド (安定運用コース) (資産形成コース)		日本・米国の不動産・債券・株式	- あり	なし	株価変動リスク 金利変動リスク 信用リスク 為替変動リスク カントリーリスク REITの価格変動リスク 流動性リスク	
HSBC世界資産選抜 収穫コース(予想分配金提示型) 充実生活コース(定率払出型) 育てるコース(資産形成型)	追加型投信 (バランス)	世界各国の 債券・株式等			株価変動リスク 金利変動リスク 信用リスク 為替変動リスク カントリーリスク 流動性リスク	
セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド		日本・海外の 債券・株式	なし	あり	がし当の (エンプペン	
JA日本債券ファンド		日本の債券		あり	金利変動リスク 信用リスク 流動性リスク	
O n e ニッポン債券オープン	追加型投信	追加型投信	日系企業が発行する 円建ておよび 外貨建ての債券	あり		金利変動リスク 信用リスク 為替変動リスク
グローバル・インカム・フルコース (為替リスク軽減型) (為替ヘッジなし)	(順分)	日本を含む 世界各国の債券等		なし	金利変動リスク 信用リスク 為替変動リスク カントリーリスク 流動性リスク デリバティブ取引のリスク	
農中日経225オープン			あり		株価変動リスク	
農林中金<パートナーズ>つみたてNISA日本株式日経225	追加型投信 (株式)	日本の株式	なし	なし	流動性リスク	
農林中金<パートナーズ>おおぶねJAPAN(日本選抜)			あり		株価変動リスク 信用リスク 流動性リスク	

商品名	商品分類	主な投資対象	申込手数料	信託財産留保額	主なリスク
農林中金<パートナーズ>米国株式 S&P500インデックスファンド			あり		世/T 赤毛 1.1 ¬ . 6
農林中金<パートナーズ>つみたてNISA米国株式 S&P500		米国の株式	なし	なし	株価変動リスク 為替変動リスク カントリーリスク 流動性リスク
農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね					//Lian   上 ソ ハ ソ
農林中金<パートナーズ>おおぶねグローバル(長期厳選)	追加型投信 (株式)	北米・欧州・日本の 株式	あり		株価変動リスク 信用リスク 為替変動リスク
ベイリー・ギフォード 世界長期成長株ファンド		世界各国の株式			カントリーリスク流動性リスク
セゾン資産形成の達人ファンド		日本・海外の 株式中心	なし	あり	株価変動リスク 金利変動リスク 信用リスク 為替変動リスク カントリーリスク 流動性リスク
農林中金<パートナーズ>J-REITインデックスファンド (毎月分配型) (年 1 回決算型)	追加型投信	日本の不動産	あり	あり	REITの価密動リスク 流動性リスク
グローバル・リート・インデックスファンド (毎月決算型) (資産形成型)	(不動産投信)	先進国(日本を除く) の不動産	00.0	なし	為替変動リスク カントリーリスク REITの価格変動リスク

# ■その他のサービス業務

地域のみなさま、一般企業・団体のみなさまの幅広いニーズにお応えするため、各種サービスをご用意しています。

種類類	内容
代理業務	日本銀行の歳入復代理店として各種歳入金の収納事務を取り扱っています。
公金取扱	地方公共団体の公金の収納事務を取り扱っています。
JAキャッシュサービス	全国のJA・信連・農林中央金庫,都銀,地銀,第二地銀,信用金庫,信用組合,労働金庫,ゆうちょ銀行,さらにセブン銀行ATM,イーネットATM,ローソンATMでご利用いただけます。
自動受取サービス	給与・賞与、年金、配当金などがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。期日忘れのご心配がなくなるほか、その都度お受取に出かけられる手間も省け、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。振り込まれた資金はキャッシュカード等により必要な時にお引き出しができます。
自動支払サービス	電気料,電話料,NHK放送受信料,水道料等各種公共料金のほか,クレジットカード利用代金,税金,高校授業料などをお客さまのご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたします。
給与振込サービス	毎月の給与、賞与を従業員のみなさまがご指定されるJAをはじめとする金融機関の預 貯金口座に自動的にお振り込みいたします。給与支払事務の合理化にお役立てください。
I-NET代金回収サービス	茨城県に本店を置く金融機関が共同で、みなさまのお取引先からの集金を預貯金口 座振替により代行するサービスです。集金事務の合理化にお役立てください。

<sup>(</sup>注)・詳しくは窓口にてご確認ください。 ・お申し込みの際は必ず「目論見書」をご覧ください。

業

種類類	内容
クレジットカード	「JAカード」は、国内はもちろん世界各国でご利用いただけます。また、24時間・年中無休のロードサービスが付いた「ロードアシスタンスサービス付カード」もお選びいただけます。さらに、高速道路の料金所をスムーズにキャッシュレスでご利用いただける「ETCカード」をセットすることもできます。
デビットカード	「J-Debit」のマークのある全国の加盟店で、現在お手持ちのキャッシュカードがそのままお買い物に利用できます。加盟店の端末にカードを差し込み、暗証番号を入力するだけでお支払い代金が即時にお客さまの口座から引き落とされます。
個人型確定拠出年金(iDeCo)	毎月掛金を積立て、預金や投資信託などお客さまご自身が選ばれた商品で運用した後、原則60歳以降に年金または一時金で受け取ることができます。なお、掛金の全額が所得税控除の対象となるため、所得税・住民税の負担が軽くなります。また、利息や運用益は非課税となり、受け取る際も税金の優遇があります。
インターネットバンキング・モバイルバンキング 「JAネットバンキング」 「法人JAネットバンキング」	お手持ちのインターネットに接続されているパソコン、携帯電話から残高照会や振込・振替、公共料金・税金・電話料金等のお支払いの決済サービス「ペイジー」がご利用いただけます。
JAバンクアプリ	ATMや窓口へ来店することなく、口座残高や入出金の明細を手軽に確認いただけます。また、アプリのサービス画面から「JAネットバンク」へアクセスすることで、振込や税金・各種料金の払込み等の取引を簡単かつ安全に行うことができます。

(注) 詳しくは、窓口にてご確認ください。



# 各種手数料一覧

※各種手数料には、消費税等が含まれています。

(2021年6月30日現在)

# ■内国為替の取扱手数料

## □窓□取引による手数料

<b>1</b>	重   類		3万円未満(1件につき)	3万円以上(1件につき)
送金手数料	系統金融機関あて		440円	440円
<u> </u>	他金融機関あて		660円	660円
	同一店内あて		110円	330円
+E / 】 工 */- */- 1	系統金融機関あて		220円	440円
振込手数料	(4) 全部機関セラ	電信扱	550円	770円
	他金融機関あて 	文書扱	440円	660円
	同一手形交換所内		1 通につき	220円
<b>化</b> A丽士工粉料	系統金融機関あて		1 通につき	440円
代金取立手数料	他金融機関あて	普通扱	1 通につき	660円
		至急扱	1 通につき	880円
交換代手手数料	他金融機関あて		1 通につき	440円
その他諸手数料	送金・振込の組戻料 不渡手形返却料 取立手形組戻料 取立手形店頭呈示料 ただし、660円を超え	1 i 1 i 1 i	件につき 660円 通につき 660円 通につき 660円 通につき 660円 要する場合は,その実費を申	

# □ファームバンキング・ホームバンキング取引による手数料

月額基本料	3,300円/月					
振込手数料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて		
3万円未満	無料	110円	220円	220円		
3万円以上	無料	220円	330円	440円		
振替手数料		無	料			

## □JAネットバンキング取引による手数料

月額基本料	無料							
振込手数料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて				
3万円未満	無料	110円	220円	220円				
3万円以上	無料	220円	330円	440円				
振替手数料		無	料					

<sup>(</sup>注)・JAネットバンキング:個人向けインターネットバンキングです。

# □法人JAネットバンキング取引による手数料

	月額基本料	基本サービス		1,100円/月		
月 供		基本サービス+データ伝送サービス		3,300円/月		
	振込手数料 総合振込手数料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて	
	3万円未満	無料	110円	220円	220円	
	3万円以上	無料	220円	220円	440円	
	給与・賞与振込手数料	自店内	自店内 県内系統あて		他金融機関あて	
	1 件あたり	無料	110円	110円	330円	

<sup>(</sup>注)・法人 J A ネットバンキング:法人・個人事業主向けインターネットバンキングです。

<sup>・</sup>モアタイム (営業日15:00~翌営業日8:00, 土日・祝日) の手数料は、コアタイム (営業日8:00~15:00) の手数料と同額です。

<sup>・</sup>基本サービス:残高照会・入出金明細照会・振込・振替・ペイジー払込です。

<sup>・</sup>データ伝送サービス:総合振込・給与賞与振込・口座振替・取引状況照会です。

## □JAバンクでんさいサービス取引による手数料

月額基本料		法人JAネットッバンキングと一体とし、単独では無料			
取引手数料		自店内	自店内 系統あて		
	発生記録手数料	330円	330円	550円	
記録請求等手数料	譲渡記録手数料	165円	165円	330円	
	分割記録手数料	330円	330円	550円	
保証記録手数料(単独保証) 支払等記録手数料 変更記録手数料			330円		
通常開示手数料		無料			

- (注)・でんさいサービスは、法人JAネットバンキングを利用した場合です。なお、本サービスの利用には、法人JAネットバンキングの契約が必要です。
  - ・でんさいサービスの各記録請求を店頭窓口で依頼する場合は、窓口代行手数料として一律1,100円となります
  - ・でんさいサービスにかかる手数料等については、窓口までお問い合わせください。

## □自動化機器取引による手数料

振込手数料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて	
3万円未満	無料	110円	220円	330円	
3万円以上	無料	220円	330円	550円	

## □定時自動送金取引による手数料

振込手数料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて	
3万円未満	無料	110円	220円	220円	
3万円以上	無料	220円	330円	440円	

<sup>(</sup>注)・定時自動送金には別途口座振替手数料が55円かかります。

# □総合振込(FD・MT・データ伝送による)取引による手数料

振込手数料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて	
1件あたり	無料	220円	220円	440円	

# □JAデータ伝送サービス(ADP)による手数料

月額基本料	5,500円/月
任意ファイル転送サービス	33,000円/月

(注)・振込手数料、総合振込手数料、給与・賞与振込手数料については、前記「法人JAネットバンキング取引による手数料」の各項目に準じます。

# □媒体持込による手数料

#### □決済取引による手数料

= //// N311-0. 0 3 /// 1						
	法人JAネットバンキング JAデータ伝送サービス(ADP)	媒体・データ伝送	帳票			
口座振込手数料	55円	77円	165円			
口座振替手数料	55円	77円	165円			
口座確認手数料	33円	33円	_			

# ■ATM利用手数料

□JAバンクのATMを利用する場合

(当会・県内JA・県外JAキャッシュカード利用の場合)

区	分	ご利用時間	お引出し取引	ご入金取引
平 土 曜 日曜日		8:00~21:00	無料	無料

#### (他金融機関キャッシュカード利用の場合)

	ご 利用時間	お引出し取引				
区分		他金融機関 キャッシュカード	うち三菱UFJ銀行 キャッシュカード	うちJFマリンバンク キャッシュカード		
	8:00~ 9:00	110円	110円(8:00~8:45)	無料		
平 日	9:00~18:00	110円	無料(8:45~18:00)	無料		
	18:00~21:00	220円	110円	無料		
	8:00~ 9:00	220円	110円	無料		
土 曜 日	9:00~14:00	110円	110円	無料		
	14:00~21:00	220円	110円	無料		
日曜日·祝日	8:00~21:00	220円	110円	無料		

# □JAバンクのキャッシュカードにより、ゆうちょ銀行・セブン銀行等のATMを利用する場合

	ご利用時間	お引出し取引			ご入金取引		
区 分		ゆうちょ銀行	セブン銀行	イーネット ローソン銀行	ゆうちょ銀行	セブン銀行	イーネット ローソン銀行
	8:00~ 8:45	220円	110円	110円	110円	110円	110円
平 日	8:45~18:00	110円	無料	無料	110円	無料	無料
	18:00~21:00	220円	110円	110円	110円	110円	110円
	8:00~ 9:00	220円	110円	110円	110円	110円	110円
土曜日	9:00~14:00	110円	無料	無料	110円	無料	無料
	14:00~21:00	220円	110円	110円	110円	110円	110円
日曜日·祝日	8:00~21:00	220円	110円	110円	110円	110円	110円

# ■自動化機器の設置状況

(2021年3月31日現在)

# □オンラインサービスの営業時間

	区分	県内ネット	全国ネット	ゆうちょ銀行	セブン銀行	イーネット ローソン銀行
平	日	8:45~19:00	8:00~21:00			
土曜日·日曜日·祝日 8:45~17:00		8:00~21:00				

 $\overline{\phantom{a}}$  (注)・ご利用時間については,ATMの機種等によって異なりますので,詳しくはお近くのJA・当会へおたずねください。

## □ATM県内設置台数

当会	1台	
J A	172台	
計	173台	

土曜日稼働	日曜日稼働	祝日稼働	年末年始稼働
171台	171台	171台	158台

業

#### ■円貨両替手数料

持込枚数または受取枚数の いずれか多い枚数	当会・県内JAの通帳または キャッシュカードご提示の場合	左記以外の場合
1枚~100枚	1人1日100枚まで無料	220Ш
101枚~1,000枚	330円	330円
1,001枚以上	1,000枚毎に330円加算	1,000枚毎に330円加算

(注)・両替枚数は、紙幣・硬貨の合計枚数とします。ただし、1万円札は取引枚数に含みません。 ・同一金種への交換(新券への交換、損券・損貨の交換)、記念硬貨は無料となります。

#### ■金種指定払戻手数料・店頭硬貨整理手数料

枚数	金額
1枚~100枚	1人1日100枚まで無料
101枚~1,000枚	330円
1,001枚以上	660円(1,000枚毎に330円加算)

- (注)・金種指定払戻手数料:貯金の払戻しの際に金種を指定する場合の手数料です。金種の枚数は紙幣・硬貨の合計枚数としますが、1万円札は取引枚数に含みません。
  - ・店頭硬貨整理手数料:円硬貨を口座に入金(振込を含みます)する場合の手数料です。硬貨を計測した時点で手数料が確定し、入金(振込を含みます)を取りやめる場合も手数料がかかりますが、募金・義援金の入金(振込を含みます)については無料となります。

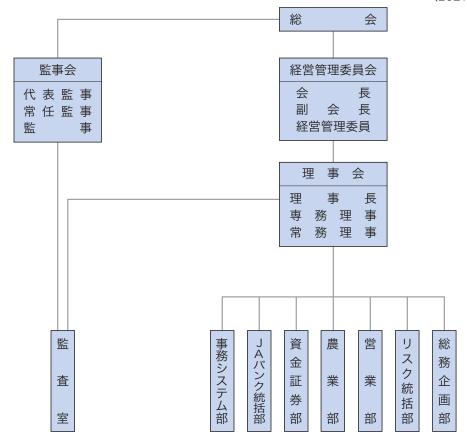
#### ■その他の諸手数料

項目	料金基準	金額
自己宛小切手発行手数料	1 枚につき	550円
手形帳交付手数料	1 冊(50枚)につき	880円
小切手帳交付手数料	1 冊(50枚)につき	660円
通帳・証書再発行手数料	1冊につき	1,100円
キャッシュカード再発行手数料	1 枚につき	1,100円
ICキャッシュカード再発行手数料	1 枚につき	1,100円
クレジット一体型ICキャッシュカード 再発行手数料	1 枚につき	550円
残高証明書等発行手数料	1 通につき	550円
地方公共団体税金納付取次手数料	1 枚につき	550円
取引履歴発行手数料	1 枚につき	55円
国債口座管理手数料	1 口座 1 か月につき	110円
個人情報開示等にかかる事務手数料		
個人情報の利用目的の通知	1 件につき	無料
氏名・住所・生年月日・電話番号等の 基本的項目	1 件につき	1,100円
基本的項目以外	1 件につき	4,400円

# 組織と機構

#### ■機構図

(2021年6月30日現在)



#### ■役員

(2021年6月30日現在)

	役職名	氏 名	役 職 名	氏 名
	経営管理委員会会長	八木岡 努	代表理事理事長	小 林 富美男
	経営管理委員会副会長	長 峰 茂 通	理 事 代表理事専務	中澤順一
	経営管理委員	髙橋秀明	常務理事	岡 部 信 義
経営管理委員	経営管理委員	関 根 芳 朗	代 表 監 事	塚本治男
	経営管理委員	中島俊光	監 事 常 任 監 事	木曽義弘
	経営管理委員	古澤 諭	員 外 監 事	加藤渓
	経営管理委員	秋 山 豊		

#### ■職員数

(単位:人)

区	分	2019年度末	2020年度末
男	子	79	75
女	子	36	43
合	計	115	118

#### ■会員数

(単位:会員数)

区	分	2019年度末	2020年度末
正 :	会 員	33	33
准:	会 員	131	127
合	計	164	160

#### ■店 舗

店部	甫名	所	在	地	代表電話番号
本	店	水戸市梅香	1丁[	11番4号	029-232-2015

#### ■特定信用事業代理業者に関する事項

該当する取引はありません。

#### ■会計監査人の名称

名 称	所 在 地
有限責任監査法人 トーマツ	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング

#### ■子会社等の状況

名称	㈱茨城県農協電算センター	決 算 日	2021年3月31日
所 在 地	水戸市小吹町2461-1	経 常 収 益	1,448百万円
設 立 年 月 日	1979年(昭和54年)1月9日	税引前当期利益	40百万円
資 本 金	80百万円	当 期 純 利 益	29百万円
当会議決権比率	25.9%	総 資 産	1,370百万円
事 業 内 容	電算機による事務の受託	純 資 産	796百万円

#### ■子会社等の事業概況

関連法人である株式会社茨城県農協電算センターにおいては、2020年度は中期3か年経営計画(2019年度~2021年度)の2年目にあたり、①県域の事業システム構築とシステム安定運行、②JA・連合会等へのシステム展開・サービス提供、③県域センターとしての機能・体制整備の3項目の基本方針に基づき、JAグループ茨城の情報処理部門の中核として各連合会と連携し総合情報システム、県域信用事業システムの安定運行と維持管理に取り組みました。

新型コロナウイルス対応については、対応方針を策定し、業務の継続を前提とした予防対策をとり感染の未然防止に努めました。

2020年度の重点事項であったJA向けインターネットシステム機器更改については無事完了し、サイバーセキュリティ対策機器更改については、2021年8月稼働に向けて基本設計および構築作業を実施しました。

県域信用事業システムは、当会と連携・協調し、JAからの問い合わせ対応、事務指導を中心としたJASTEM対応、店舗統廃合にかかるJASTEM申請および県域システムの維持管理を実施しました。

推進部門においては、JAのOA端末機や経済・管理端末機調達の安全性・信頼性確保と利便性を考慮した機器総合サービス(端末レンタルサービス)について、セキュリティ対策を施したOA端末の導入推進を進めました。また、個人情報等漏洩対策として、暗号化サーバ利用を全JAから受託しました。さらに、拡張ネットワークに接続されている端末のセキュリティ強化およびWindows10対応のため、配信管理システムよりシステムアップデート配信を実施し、端末のバージョン管理をするとともに、外部からの悪意のある攻撃によるウイルス感染や情報流出に対応するため、拡張ネットワークに接続する機器については、接続条件に合わないWindows7機器等のネットワークからの遮断を実施しました。

情報セキュリティ対策として、ISMS(情報セキュリティ管理システム)の国際標準規格JIS Q27001: 2014を順守し、県域センターとしての安全性・信頼性確保に努めました。また、2020年12月にはISMS認証機関による更新審査を受け、向こう3年間の認証継続が確定しました。

なお、当年度の当期純利益は、前期比1百万円増の29百万円となりました。

# 沿革

1918年(大正 7年) ■当会の前身 保証責任茨城県信用組合連合会設立(大正13年に解散) 1924年(大正13年) ■保証責任茨城県信用販売購買利用組合連合会と改組(昭和19年に解散)

1944年(昭和19年) ■茨城県農業会と改組(昭和23年に解散)

1948年(昭和23年) ■茨城県信用農業協同組合連合会設立

1954年(昭和29年) ■農林漁業金融公庫の受託業務取扱開始

1960年(昭和35年) ■県下JA貯金100億円達成

1961年(昭和36年) ■信連貯金100億円達成

1963年(昭和38年) ■住宅金融公庫の受託業務取扱開始

∇扱開始 ●第3代会長に小栗 晃氏就任

1966年(昭和41年) ■本所を現在地(茨城県JA会館・水戸市梅香1-1-4)に新築移転

1967年(昭和42年) ■県下JA貯金500億円達成

1969年(昭和44年) ■信連貯金500億円達成

●第4代会長に鯉渕丈男氏就任

●第5代会長に外岡佐近氏就任

●初 代会長に岡田瀋栄氏就任

●第2代会長に細田 武氏就任

1970年(昭和45年) ■県下JA貯金1,000億円達成 1971年(昭和46年) ■茨城県公金収納事務取扱開始

1972年(昭和47年) ■信連貯金1,000億円達成

1976年(昭和51年) ■県下JA貯金3,000億円達成 1978年(昭和53年)

1979年(昭和54年) ■(株)茨城県農協電算センター設立

全国銀行内国為替制度加盟(当会)

1980年(昭和55年) ■信連貯金3,000億円達成

信連事務センター竣工(水戸市小吹町)

1981年(昭和56年) ■茨城県JA信用事業オンラインシステム(第1次)稼働

県下JA貯金5,000億円達成

1982年(昭和57年) ■県内JA貯金ネットサービス開始

1983年(昭和58年) ■協同カード取扱開始

1984年(昭和59年) ■全国銀行内国為替制度加盟(全JA全店舗)

県下JA貯金7,000億円達成 信連貯金5,000億円達成

1985年(昭和60年) ■全国 J A 貯金ネットサービス開始

1986年(昭和61年) ■茨城県コープエイド設立

国債の窓口販売業務取扱開始 (農林中央金庫業務代理)

1987年(昭和62年) ■常陽銀行・関東銀行とCD提携

信連貯金7,000億円達成

1988年(昭和63年) ■茨城県JA信用事業オンライン新システム(第2次)稼働(情報系)

1989年(平成 元年) ■県内12金融機関によるI-NET資金サービス取扱開始 ●第6代会長に本橋 元氏就任

I-NETキャッシュサービス取扱開始

県下JA貯金1兆円達成

1990年(平成 2年) ■業態間 C D オンライン提携開始

1991年(平成 3年) ■日銀歳入金等窓口受入事務取扱開始

1992年(平成 4年) ■JA宣言(農協の愛称「JA」の使用開始)

1993年(平成 5年) ■経営改善計画スタート

1994年(平成 6年) ■茨城県農協総合情報センター竣工

国債等窓口販売業務を自己業務として取扱開始

茨城県JA信用事業オンライン新システム(第3次)稼働

1995年(平成 7年) ■県北・鹿行・県南・県西の各支所を廃止し、新たにつくば支店を設置

第4次全銀為替システム稼働

1997年(平成 9年) ■会内LANシステム稼働

1998年(平成10年) ■早期是正措置導入に伴う自己資本比率(修正国内基準)は11.69%となる(平成9年度)。

当会創立50周年

JA金融部門の愛称「JAバンク」の使用開始

1999年(平成11年) ■2次に亘る経営改善計画が終了(平成10年度)

●第7代会長に前島雅光氏就任

「効率化信連」に向けた取組として '21世紀プロジェクト'を発足

投資信託の窓口販売業務取扱開始

沿

革

```
2000年(平成12年) | デビットカードサービス開始
           ローン審査センター設置
2001年(平成13年) ■ホームページ開設
            '21世紀プロジェクト' における第 I 期中期経営計画スタート
           バックオフィスセンター設置
            JAネットバンク(インターネットバンキング)取扱開始
           系統イントラネットシステム稼動
           県下JA貯金1兆2,000億円達成
2002年(平成14年) ■JAバンク基本方針に基づく「JAバンクシステム」稼動
           ローン管理センター設置
2003年(平成15年) 【「経営刷新方策」の制定
           全国系統信用事業統一システム「JASTEMシステム」へ移行
           第5次全銀為替システム稼動
           第Ⅱ期中期経営計画の策定
2004年(平成16年) ■ '21世紀プロジェクト' における第 II 期中期経営計画スタート
           ローン営業センター設置
           ローンセンター総合システム稼働
                                        ●第8代会長に髙橋 宏氏就任
2005年(平成17年) ■JA農業担い手金融支援センター設置
           茨城県コープエイド解散・系統債権管理回収機構㈱茨城営業所開所
           つくば支店統廃合
2006年(平成18年) ■第Ⅲ期中期経営計画の策定
           生体認証付ICキャッシュカード発行開始
2007年(平成19年) ■ '21世紀プロジェクト' における第Ⅲ期中期経営計画スタート
           全 J A 全店舗, 水戸手形交換所加盟
2008年(平成20年) ■当会創立60周年
                                        ●第9代会長に澤田正彦氏就任
           茨城エコ事業所登録(AAA認定)
2009年(平成21年) ■県下JA貯金1兆5,000億円達成
           中期経営計画(平成22年度~平成24年度)の策定
2010年(平成22年) ローンセンター審査システム更改
2011年(平成23年) ■ JASTEM新システム稼動
                                        ●第10代会長に加倉井豊邦氏就任
           系統債権管理回収機構㈱茨城営業所閉鎖
           債権管理センター、年金センター設置
           東日本大震災にかかる系統災害資金創設
           日本銀行の被災地金融機関支援オペレーション対応
           第6次全銀為替システム稼動
2012年(平成24年) ■中期経営計画(平成25年度~平成27年度)の策定
2013年(平成25年) ■コンビニATM2社(イーネット, ローソン)とATM提携開始
2014年(平成26年) ■法人JAネットバンク(インターネットバンキング)の取扱開始
2015年(平成27年) ■経営革新等支援機関の認定
           第1回「窓口担当者ロールプレイング大会」の開催
           中期経営計画(平成28年度~平成30年度)の策定
2016年(平成28年) ■JAグループ茨城県域企画応援事業の実施
           「JAグループ茨城農畜産物商談会」の開催
           現場力強化センター設置
2017年(平成29年) ■県下JA貯金1兆8,000億円達成
                                       ●第11代会長に佐野 治氏就任
           移動店舗車導入(JA常陸)
2018年(平成30年) ■当会創立70周年
           中期経営計画(2019年度~2021年度)の策定
           事務合理化センター設置
2019年(令和元年) ■第1回「JAバンク窓口担当者交流大会」の開催
           個人型確定拠出年金「i De Co」取扱開始
2020年(令和2年) ■共用携帯用端末機の導入
                                        ●第12代会長に八木岡 努氏就任
```

新型コロナウイルスにかかる系統農業災害資金創設

# 県下JA一覧

#### (2021年6月30日現在)

	J	Α	名		郵便番号	住所	電話番号	店舗数
水				戸	311-4141	水戸市赤塚2-27	029-254-5116	9
常				陸	313-0013	常陸太田市山下町3889	0294-72-9128	28
日	<u> </u>	市	多	賀	316-0003	日立市多賀町1-12-10	0294-33-0048	1
茨	城		旭	村	311-1415	鉾田市造谷1379-18	0291-37-0111	1
ほ		Z		た	311-1504	鉾田市安房1654-3	0291-33-5343	3
な	めがた	たし	, おさ	い	314-0148	神栖市深芝2752-5	0299-93-5510	9
稲				敷	300-0504	稲敷市江戸崎甲3016-3	029-892-6643	4
水	郷	つ	<	ば	300-0833	土浦市小岩田西 1 - 1 - 11	029-822-0537	14
っ	<		ば	市	305-0027	つくば市東岡335	029-857-3112	7
つ	くば	市	谷 田	部	305-0861	つくば市谷田部2074-1	029-836-0351	2
茨	城	み	な	み	300-1537	取手市毛有111	0297-63-2209	6
ゃ		さ		٢	315-0116	石岡市柿岡3236-6	0299-43-1101	3
新	Ŋ	た	5	野	315-0035	石岡市南台3-21-14	0299-56-5800	5
北	つ		<	ば	308-0051	筑西市岡芹2222	0296-25-6612	11
常	総	ひ	か	り	304-0814	下妻市宗道2028	0296-30-1213	7
茨	城	む	つ	み	306-0404	猿島郡境町大字長井戸23	0280-87-5170	7
岩				井	306-0631	坂東市岩井2229	0297-35-1464	5
					合	計		122

# ■JAグループ茨城エリアマップ

(2021年6月30日現在)

地区名   地区別JA数   県
<u>康</u> 行 3 JA <u>県</u> 南 7 JA <u>県</u> 西 4 JA 合 計 17 JA
県 南 7 JA       県 西 4 JA       合 計 17 JA       常陸       北つくば       やさと       実験旭村
<ul><li>県西 4 JA</li><li>合計 17 JA</li><li>常陸</li><li>おさと</li><li>ボ戸 本店</li><li>おさくば</li><li>やさと</li><li>実域組材</li></ul>
合計 17 JA 常陸 日立市多賀 北つくば やさと 実城追村
常陸  おつくば  おさと  変域相村
日立市多賀 北つくば やさと 変城旭村
一大塚 では では では できない かまま できない できない はまま できない かまま できない できない できない はい

# **CONTENTS**

# 経営状況に関する事項

財務諸表	貸借対照表	43
	損益計算書	44
	剰余金処分計算書	45
	キャッシュ・フロー計算書	46
	注記表	47
経営諸指標	最近の5事業年度の主要な経営指標	56
	利益総括表	56
	事業純益	56
	資金運用収支の内訳	57
	受取・支払利息の増減額	57
	利益率	57
	貯貸率・貯証率	57
貯金業務	科目別貯金平均残高	58
	金利条件別定期貯金残高	58
貸出業務	科目別貸出金平均残高	59
	金利条件別貸出金残高	59
	担保の種類別貸出金残高	59
	担保の種類別債務保証見返り残高	59
	使途別貸出金残高	59
	業種別貸出金残高	60
	主要な農業関係の貸出金残高	60
	貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	61
	貸出金償却の額	61
	リスク管理債権の状況	61
	金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	62
	元本補填契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況	62
有価証券業務	種類別有価証券平均残高	63
	商品有価証券種類別平均残高	63
	有価証券残存期間別残高	63
有価証券の時価情報等	有価証券	64
	金銭の信託	65
	デリバティブ取引	65
	金融等デリバティブ取引	65
	有価証券店頭デリバティブ取引	65
受託・為替業務等	受託貸付金残高	66
	内国為替の取扱実績	66
	公共債等の窓口販売実績	66

# 自己資本の充実の状況に関する事項

1 自己資本の状況	67
2信用リスクに関する事項	70
3信用リスク削減手法に関する事項	74
4派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	75
5 証券化エクスポージャーに関する事項	76
6 オペレーショナル・リスクに関する事項	78
7出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	78
8リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	79
9 金利リスクに関する事項	80

# 役員等の報酬体系

役員等の報酬体系 83

# 財務諸表

# ■貸借対照表

					(単位:百万円)
科目	2019年度 (2020年3月31日現在)	2020年度 (2021年3月31日現在)	科目	2019年度 (2020年3月31日現在)	2020年度 (2021年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,678	2,733	貯金	1,469,458	1,480,141
預け金	898,971	867,857	当座貯金	18,612	36,189
系統預け金	897,414	865,322	普通貯金	8,049	8,649
系統外預け金	1,556	2,535	貯蓄貯金	2	2
買入金銭債権	15,600	20,220	通知貯金	480	660
金銭の信託	16,176	19,579	別段貯金	981	988
有価証券	490,672	500,276	定期貯金	1,441,258	1,433,584
国債	132,439	141,911	定期積金	74	66
地方債	108,742	91,015	債券貸借取引受入担保金	27,427	21,028
政府保証債	2,311	_	借用金	119,800	108,850
社債	51,807	71,468	代理業務勘定	6	18
外国証券	15,294	22,200	その他負債	3,648	3,651
株式	4,104	5,360	未払法人税等	180	149
受益証券	175,756	168,033	貯金利子諸税その他	0	0
投資証券	215	286	従業員預り金	249	267
貸出金	224,375	238,157	金融派生商品	2	1
手形貸付	12,736	756	仮受金	1,666	1,766
証書貸付	153,857	170,304	その他の負債	5	11
当座貸越	5,549	6,847	未払費用	1,514	1,432
金融機関貸付	52,231	60,248	前受収益	2	2
その他資産	1,663	1,777	約定取引未決済借	5	_
従業員貸付金	3	2	未決済為替借	21	19
差入保証金	81	81	諸引当金	5,462	5,460
仮払金	25	31	相互援助積立金	4,390	4,445
その他の資産	441	574	賞与引当金	42	45
未収収益	1,107	1,079	退職給付引当金	1,013	969
未決済為替貸	4	7	役員退職慰労引当金	16	0
有形固定資産	323	323	繰延税金負債	3,735	4,867
建物	188	168	債務保証	1,357	1,331
土地	113	113	負債の部合計	1,630,896	1,625,348
その他の有形固定資産	20	41	(純資産の部)		
無形固定資産	69	58	出資金	28,669	31,499
ソフトウェア	62	55	(うち後配出資金)	(3,120)	(5,950)
その他の無形固定資産	6	3	利益剰余金	45,228	45,942
外部出資	68,904	68,898	利益準備金	20,485	20,885
系統出資	68,063	68,058	その他利益剰余金	24,742	25,057
系統外出資	819	819	リスク管理積立金	2,759	3,000
子会社等出資	20	20	農林年金特例業務積立金	188	188
債務保証見返	1,357	1,331	特別積立金	18,643	18,643
貸倒引当金	△ 3,291	△ 3,825	当期未処分剰余金	3,150	3,225
			(うち当期剰余金)	(1,583)	(1,670)
			会員資本合計	73,897	77,441
			その他有価証券評価差額金	11,706	14,598
			評価・換算差額等合計	11,706	14,598
\			純資産の部合計	85,604	92,040
資産の部合計	1,716,500	1,717,388	負債及び純資産の部合計	1,716,500	1,717,388

# ■損益計算書

		(単位:百万円) -
科 目	2019年4月1日から2020年3月31日まで)	2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)
経常収益	14, 335	14, 344
資金運用収益	10, 527	11, 385
貸出金利息	1, 157	1, 231
預け金利息	94	62
有価証券利息配当金	3, 467	4, 909
その他受入利息	5, 808	5, 181
(うち受取奨励金)	(5, 345)	(4, 886)
(うち受取特別配当金)	(436)	(237)
役務取引等収益	1,041	1,022
受入為替手数料	11	12
その他の受入手数料	1, 030	1,009
その他事業収益	1, 935	1, 255
受取助成金	4	_
国債等債券売却益	517	222
国債等債券償還益	106	_
金融派生商品収益	0	0
その他の事業収益	1, 306	1, 033
その他経常収益	831	680
株式等売却益	147	184
金銭の信託運用益	643	438
その他の経常収益	40	58
経常費用	12, 228	12,227
資金調達費用	8,460	8,329
貯金利息	176	127
借用金利息	121	103
債券貸借取引支払利息	2	3
その他支払利息	8, 159	8,094
(うち支払奨励金)	(8, 151)	(8,087)
<b>设務取引等費用</b>	1, 126	1,096
支払為替手数料	7	7
その他の支払手数料	1, 113	1,084
その他の役務取引等費用	5	4
その他事業費用	184	324
支払助成金	19	52
国債等債券売却損	164	272
経費	1,808	1,686
人件費	913	917
物件費	814	683
税金	81	85
その他経常費用	648	789
貸倒引当金繰入額	425	533
相互援助積立金繰入額	54	54
貸出金償却	0	_
株式売却損	167	59
金銭の信託運用損	_	135
その他の経常費用	0	6
経常利益	2, 107	2, 116
	2, 107	2,110

特別利益	-	0
その他の特別利益	_	0
特別損失	0	3
固定資産処分損	0	3
税引前当期利益	2, 107	2, 113
法人税,住民税及び事業税	502	416
法人税等調整額	21	25
法人税等合計	524	442
当期剰余金	1, 583	1,670
当期首繰越剰余金	1, 567	1, 554
当期未処分剰余金	3, 150	3, 225

#### ■剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度
1 当期未処分剰余金	3, 150	3, 225
2 剰余金処分額	1, 596	1, 897
(1) 利益準備金	400	400
(2) 任意積立金	240	500
リスク管理積立金	240	_
外部出資減損対応積立金	_	300
システム積立金	_	200
(3) 出資配当金	525	549
普通出資に対する配当金	510	510
後配出資に対する配当金	14	38
(4) 事業分量配当金	430	448
3 次期繰越剰余金	1, 554	1, 327

- 1. 出資金の配当率 年2.0% (ただし、後配出資金の配当率 年0.8%) です。
- 2. 事業の利用分量に対する配当金の分配の基準は、次のとおりです。

信用事業を営む総合農協および総合農協以外の正・准会員における1か年以上の定期貯金の平均残高(中途解約を除く)から、同 貯金の担保差し入れ期間に対応する平均残高および当座貸越平均残高を控除した額に対し、2019年度は0.0300%、2020年度は0.0316%です。

3. 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的、取崩基準、積立目標額等は次のとおりです。

種類類	積立目的および取崩基準	積立目標額
リスク管理積立金	安定的還元に資するための運用資産増強にあたり、予測しがたい 諸リスクに備えて積み立てます。 経営管理委員会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を 取り崩します。	3,000
外部出資減損対応積立金	外部出資の減損リスクに備えて積み立てます。 経営管理委員会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を 取り崩します。	500
システム積立金	顧客の利便性向上や事務効率化を目的にJAバンク営業店システム等のシステム導入に備えて積み立てます。 経営管理委員会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩します。	500
農林年金特例業務負担積立金	農林年金制度完了に伴う将来の特例業務負担金の一括費用処理 に備えて積み立てます。 経営管理委員会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を 取り崩します。	188

# ■キャッシュ・フロー計算書

			(単位:百万円)
	科 目	2019年4月1日から2020年3月31日まで)	2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)
1	事業活動によるキャッシュ・フロー		
	税引前当期利益	2,107	2,113
	減価償却費	45	48
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	425	533
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 40	△ 43
	その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	57	41
	資金運用収益	△ 10,527	△ 11,385
	資金調達費用	8,460	8,329
	有価証券関係損益 (△は益)	△ 133	310
	金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△ 643	△ 303
	外部出資関係損益(△は益)	_	△ 9
	固定資産処分損益(△は益)	0	3
	貸出金の純増(△)減	△ 21,832	△ 13,781
	預け金の純増(△)減	107,000	8,500
	貯金の純増減 (△)	△ 47,036	10,683
	借用金の純増減 (△)	18,400	△ 7,270
	債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	1,541	△ 6,399
	コールローン等の純増(△)減	△ 15,417	△ 4,621
	資金運用による収入	11,284	11,855
	資金調達による支出	△ 8,482	△ 8,395
	事業分量配当金の支払額	△ 435	△ 430
	その他	73	△ 27
	小計	44,846	△ 10,249
	法人税等の支払額	△ 521	△ 447
	事業活動によるキャッシュ・フロー	44,325	△ 10,697
2	投資活動によるキャッシュ・フロー		
	有価証券の取得による支出	△ 141,063	△ 112,948
	有価証券の売却による収入	67,178	79,823
	有価証券の償還による収入	32,822	23,664
	金銭の信託の増加による支出	△ 4,050	_
	固定資産の取得による支出	△ 66	△ 42
	外部出資の売却による収入	_	15
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 45,179	△ 9,486
3	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	劣後特約付借入金の返済による支出	_	△ 3,680
	出資の増額による収入	3,120	2,830
	出資配当金の支払額	△ 510	△ 525
	財務活動によるキャッシュ・フロー	2,609	△ 1,375
4	現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	1,754	△ 21,559
5	現金及び現金同等物の期首残高	52,580	54,334
6	現金及び現金同等物の期末残高	54,334	32,775

#### ■注記表

#### 2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

#### 1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
  - ・売買目的有価証券……時価法(売却原価は移動平均法により算定)
  - ・関連法人等株式………原価法 (売却原価は移動平均法により算定)
  - ・その他有価証券

時価のあるもの……原則として決算日の市場価格等に基づく時価 法(評価差額は全部純資産直入法により処理

し、売却原価は移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

……原価法(売却原価は移動平均法により算定)

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

- (3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、1998年(平成10年) 4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016 年(平成28年)4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。 また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物 8年~50年

その他 4年~30年

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間 (5年)に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法
  - ①貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上 しています。

正常先債権および要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、主として貸倒実績等により計算した金額の合計額を繰り入れていますが、将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合には、当該必要額を繰り入れています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権ついては、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産の実行部門が資 産査定を実施し、当該部門から独立した監査部門が査定結果を監査し ています。

②賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞 与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③退職給付引当金

(9) 消費税等の会計処理

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。 ④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員 退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

消費税および地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、 税抜方式によっています。

ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用 に計上しています。

#### 2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,595百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、パソコンおよびその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

1年以内 1年超 合計

オペレーティング・リース 28百万円 23百万円 51百万円 ③ 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

系統預け金 20,000百万円

有価証券 27,255百万円

担保資産に対応する債務

手形借入金 19,660百万円

債券貸借取引受入担保金 27,427百万円

上記のほか、為替決済にかかる担保として系統預け金55,000百万円、収納代理等にかかる担保として系統外預け金11百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券1,072百万円を差し入れています。

- (4) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に43,393百万円含まれています。
- (5) 子会社等に対する金銭債権はありません。
- (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は507百万円です。
- (7) 理事,経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (8) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (9) 貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は4,973百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権 および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支 払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(10) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払 日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞 債権に該当しないものです。

(11) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は9百万円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図る ことを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、 債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先 債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。

(2) 破綻先債権額,延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件 緩和債権額の合計額は4,983百万円です。

なお、(9)から(12)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 (3) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客

- 3 当座員越突約および員刊金にかかるコミットメントライン突約は、顧各からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は、34,158百万円です。
- (4) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金11,550百万円が含まれています。
- (5) 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,440百万円が含まれています。

#### 3 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益総額 24百万円 うち事業取引高 24百万円 うち事業取引以外の取引高 - 百万円

(2) 子会社等との取引による費用総額 うち事業取引高

うち事業取引以外の取引高

332百万円 332百万円

高 一百万円

#### 2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

#### 4 金融商品に関する事項

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当会は、茨城県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員 や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。 ②金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先(および個人)に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的 (その他目的) で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、 市場価格の変動リスクに晒されています。

借用金は、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金 および自己資本増強の一環として会員である地元のJAから借り入れ た永久劣後特約付借入金です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その分劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっています。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている金利スワップ取引があり、金利の変動リスクに晒されています。

#### ③金融商品にかかるリスク管理体制

#### a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほかリスク統括部により行われ、 また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、 報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リス ク統括部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

#### b 市場リスクの管理

(a) 当会では、「金利リスク」を含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

リスクテイクを行うにあたっては、市場ポートフォリオのリスク量、各アセットクラスのリスク・リターン、アセットクラス間の相関等を踏まえ、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配意した分散投資を基本とし、財務の状況、市場環境等に応じて、アロケーションを行っています。

また、内部牽制の強化を目的として、取引実施部署と後方事務部門を分離し、リスク量の計測および与信限度等の月次モニタリングはリスク統括部が行い、相互牽制が働く体制を整えています。

リスク量に対する対処方針等については、ALM委員会およびリスク管理委員会にて協議し、経営管理委員会および理事会で決定し、市場関連リスク全体の管理を実施しています。

#### (b) 市場リスクにかかる定量的情報

#### (トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出

金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、 「借用金」、「債券貸借取引受入担保金」、「デリバティブ取引」 のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を計測しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年 度末現在、指標となる国内金利が0.10%上昇したものと想定し た場合には、経済価値が2,542百万円減少するものと把握して います。一方、米国金利が1.12%上昇したものと想定した場合 には、日本円で75百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

#### c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達パランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

#### ①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額, 時価およびこれらの差額は, 次のとおりです。なお, 時価の把握が困難なものについては, 次表には含めず③に記載しています。

は日のうのに記載している	<b>フ</b> o		
		(単位:	百万円)
	貸借対照表 計 上 額	時 価	差額
預け金	898,971	899,008	37
買入金銭債権			
その他目的	143	143	_
有価証券に該当しないもの	15,457	15,457	_
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	6,000	6,000	_
その他の金銭の信託	10,176	10,176	_
有価証券			
その他有価証券	490,672	490,672	_
貸出金	224,379		
貸倒引当金	△2,909		
貸倒引当金控除後	221,469	222,997	1,528
資産計	1,642,889	1,644,455	1,565
貯金	1,469,458	1,469,534	76
借用金	119,800	119,800	_
債券貸借取引受入担保金	27,427	27,427	_
負債計	1,616,685	1,616,761	76
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用			
されていないもの	(2)	(2)	_
デリバティブ取引計	(2)	(2)	_

#### 注 1. 貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除しています。

- 2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員 貸付金3百万円を含めています。
- 3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しています。

#### ②金融商品の時価の算定方法

#### 資産

#### a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフ

#### 2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

リーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記dおよびeと同様の方法により評価しています。

#### d 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関 等から提示された価格によっています。また、投資信託について は、公表されている基準価額によっています。

#### e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Liborスワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また,延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。 負債

#### a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### b 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

c 债券貸借取引受入担保金

短期間で決済されることから、当該帳簿額を時価としています。 デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利スワップであり、割引現在価値により 算出した価額によっています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

#### 貸借対照表計上額

外部出資

68,904百万円

- 注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。
- ④金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超	2年超	3年超	(単位: 4年超	百万円) 5年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	
預け金	898,971	_	_	_	_	_
買入金銭債権 その他目的の うち満期があ るもの	-	-	-	-	-	141
有価証券に該 当しないもの	15,452	-	-	-	_	-
有価証券 その他有価証 券のうち満期 があるもの	35,741	30,128	79,063	50,349	22,024	239,190

貸出金 53,782 26,321 28,705 28,925 25,376 60,959 合計 1.003,946 56,450 107.769 79,275 47,400 300,291

- 注 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)2,229百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金11,550百万円については「5年超」に含めています。
  - 2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権 等279百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
  - 3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件25 百万円は償還日が特定できないため含めていません。

⑤借用金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

1年以内 1年超 2年超 3年超 4年超 5年超 2年以内 3年以内 4年以内 5年以内

注 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。 2. 借用金のうち、期限のない劣後特約付借入金15,440百万円については、「5年超」に含めています。

#### 5 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。 これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれています。 ①その他有価証券
  - その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価 およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

			(	T . M/2/1/
	種 類	貸借対照表計 上額	取得原価	差 額
	株 式	3,127	1,645	1,482
	債 券	256,844	244,445	12,398
	国債	122,470	113,303	9,166
貸借対照表計上額	地方債	96,403	94,115	2,288
が取得原価を超え	政保債	2,311	2,299	11
るもの	社 債	25,154	24,680	474
	その他	10,505	10,046	458
	その他	135,716	127,239	8,476
	小計	395,688	373,329	22,358
	株 式	976	1,243	△266
	債 券	53,751	54,136	△384
	国債	9,969	9,986	△17
貸借対照表計上額	地方債	12,339	12,450	△111
が取得原価を超え	社 債	26,653	26,847	△193
ないもの	その他	4,789	4,851	△62
	その他	40,398	43,109	△2,710
	小計	95,127	98,490	△3,362
	合計	490,815	471,820	18,995

注 上記差額合計から繰延税金負債5,245百万円を差し引いた金額 13,749百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。 ②非保有区分口

非保有区分口において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもののみとなります。

(単位:百万円) 貸借対照表 計上額 15,457 15,457 —

貸借対照表計上額 その他 15,457 15,457 一 が取得原価を超え 小計 15,457 15,457 ー ないもの 合計 15,457 15,457 ー

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

種 類

- 1 /× 1	当「及「に治路でんとう旧片温虚力は大りとなってう。					
	売却額	売却益	売却損			
株 式	116百万円	-百万円	60百万円			
債 券	61,200	517	155			
その他	2,019	147	115			
合 計	63.336	665	331			

#### 2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

#### 6 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりです。

(1) 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 6,000百万円 当年度の損益に含まれた評価差額 - 百万円

(2) その他の金銭の信託

 貸借対照表
 うち貸借対照表
 うち貸借対照表
 うち貸借対照表

 計 上 額
 差額
 計上額が取得原価を超えるもの価を超えないもの価を超えないもの

その他の 金銭の信託 10,176百万円 13,000百万円 △2,823百万円 - 百万円 2,823百万円

- 注 1. 上記差額合計から繰延税金資産781百万円を差し引いた金額△ 2,042百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
  - 2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

#### 7 退職給付に関する事項

#### (1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と 動務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金 1,054百万円 退職給付費用 65百万円 退職給付の支払額 <u>△106百万円</u> 期末における退職給付引当金 1,013百万円 1,015百万円 1,015百円 1,015百万円 1,015百万円 1,015百万円 1,015百万円 1,015

b 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 非積立型制度の退職給付債務 1,013百万円

貸借対照表に計上された負債と資産の純額 <u>1,013百万円</u> 退職給付引当金 <u>1,013百万円</u> 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 1,013百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 66百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、11百万円となっています。

また、存続組合より示された2020年3月現在における2032年(令和14年)3月までの特例業務負担金の将来見込額は、143百万円となっています。

#### 8 税効果会計に関する事項

繰延税金負債の純額(A)+(B)

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 繰延税金資産

相互援助積立金超過額 1.214百万円 貸倒引当金超過額 910百万円 358百万円 未払奨励金否認額 退職給付引当金超過額 280百万円 減価償却超過額 41百万円 未払事業税 30百万円 賞与引当金超過額 11百万円 その他 17百万円 繰延税金資産小計 2,864百万円 評価性引当額 △2,135百万円 繰延税金資産合計(A) 728百万円 繰延税金負債 その他有価証券等評価差額金 △4,464百万円 繰延税金負債合計(B) △4,464百万円

△3,735百万円

27.66% 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.18% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △9.16% 事業分量配当金 △5.65% 住民税均等割等 0.23% 評価性引当金の増減 12.79% 有価証券減損処理認容額 △1.40% その他 0.22%

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

# 税効果会計適用後の法人税等の負担率 9 持分法損益等に関する事項

関連法人等に対する投資の金額 20百万円 持分法を適用した場合の投資の金額 198百万円 持分法を適用した場合の投資利益の金額 7百万円

24.86%

#### 10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金および現金同等物)の 範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金お よび通知預け金です。

#### ■注記表

#### 2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

#### 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未 満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券 (外部出資勘定の株式を含む) の評価基準および評価方法 は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
  - ・売買目的有価証券……時価法 (売却原価は移動平均法により算定)
  - ・関連法人等株式………原価法 (売却原価は移動平均法により算定)
  - ・その他有価証券

時価のあるもの……原則として決算日の市場価格等に基づく時価 法(評価差額は全部純資産直入法により処理 し, 売却原価は移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

……原価法(売却原価は移動平均法により算定)

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部 分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

- (3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価 証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法に よっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資 産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法 (ただし、1998年 (平成10年) 4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) ならびに2016 年(平成28年)4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物に ついては定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。 また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物 3年~50年

その他 3年~30年

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのう ち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間 (5年)に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を 付しています。
- (8) 引当金の計ト方法
  - ①貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、債務者区分に応 じて、次のとおり計上しています。

正常先および要注意先に対する債権については、今後1年間の予想 損失額を見込んで計上しており、要管理先に対する債権については、 今後3年間の予想損失額を見込んで計上しています。予想損失額は, 1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定 期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要 な修正を加えて算定しています。

破綻懸念先に対する債権については、債権額から、担保の処分可能 見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、 債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。 破綻先および実質破綻先にかかる債権ついては、担保の処分可能見

込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上して います。

なお、債務者は「自己査定手続」に則り、次のとおり区別していま す。

正 常 先:業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がな いと認められる債務者

要注意先:貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある 債務者、業況が低調ないし不安定な債務者または財務 内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要す る債務者

要 管 理 先:要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権で ある債務者

実質破綻先:破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破 綻 先:破産,特別清算等,法的に経営破綻の事実が発生して いる債務者

すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産の実行部門が資 産査定を実施し、当該部門から独立した資産監査部門が査定結果を監 杳しています。

②営与引出全

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞 与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。 ③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末におけ る職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。 4)役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員 退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。 ⑤相互援助積立金

相互援助積立金は、「茨城県 J A バンク支援制度要領」に基づき、 JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上して います。

(9) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、 税抜方式によっています。

ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用 に計上しています。

#### 2 表示方法の変更に関する事項

農業協同組合法施行規則第126条の3の2の改正により、「会計上の 見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月 31日)を適用し、当事業年度より貸倒引当金に関する見積りに関する情 報を「会計上の見積に関する注記」に記載しています。

#### 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当事業年度にかかる財務諸表にその額を計上し た項目であって、翌事業年度にかかる財務諸表に重要な影響を及ぼす可 能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

- (1) 当事業年度にかかる財務諸表に計上した額 貸倒引当金 3,825百万円
- (2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見着りの内容に関する理解に 資する情報
- ①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」、「(8)引 当金の計上基準」、「①貸倒引当金」に記載しています。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見 通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」 は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動 の停滞により、特に貸出金等の信用リスクへの影響が懸念されますが、 政府や自治体の経済対策や金融機関による支援等により、債務者区分 等への大きな影響はないと仮定を置いたうえで貸倒引当金を算定して います。

③翌事業年度にかかる財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化 した場合は、翌事業年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要 な影響を及ぼす可能性があります。

#### 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,614百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用して いる重要な固定資産として自動車、パソコンおよびその他業務用機器 があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

] 年以内 1 年超 合 計

オペレーティング・リース 17百万円 12百万円 29百万円 (3) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

系統預け金 20,000百万円 有価証券 20.953百万円

担保資産に対応する債務

証書借入金 19,590百万円

債券貸借取引受入担保金 21,028百万円

#### 2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

上記のほか、為替決済にかかる担保として系統預け金45,000百万円、収納代理等にかかる担保として系統外預け金11百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券1,053百万円を差し入れています。

- (4) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に51,054百万円含まれています。
- (5) 子会社等に対する金銭債権はありません。
- (6) 子会計等に対する金銭債務の総額は702百万円です。
- (7) 理事,経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (8) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (9) 貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は5,229百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権 および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支 払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(10) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

(11) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は8百万円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図る ことを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、 債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先 債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。

(2) 破綻先債権額,延滞債権額,3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は5.238百万円です。

なお、(9)から(12)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (3) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、 顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件 について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約 する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は、36,786百 万円です。
- (4) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金12,350百万円が含まれています。
- (5) 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11.760百万円が含まれています。

#### 5 損益計算書に関する事項

 (1) 子会社等との取引による収益総額 うち事業取引高 うち事業取引以外の取引高
 28百万円 28百万円 一百万円

 (2) 子会社等との取引による費用総額 うち事業取引高 うち事業取引以外の取引高
 356百万円 356百万円 一百万円

(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は0百万円です。

#### 6 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
  - ①金融商品に対する取組方針

当会は、茨城県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員 や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債

等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。 ②金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先(および個人)に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託および有価証券等であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は特定金銭信託および指定金外信託により運用しており、 その構成資産は、債券および投資信託等であり、純投資目的(運用目 的およびその他目的)で保有しています。これらは、金利の変動リス クおよび市場価格の変動リスク等に晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的 (その他目的)で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、 市場価格の変動リスクに晒されています。

借用金は、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金 および自己資本増強の一環として会員である地元のJAから借り入れ た永久劣後特約付借入金等です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その分劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっています。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている金利スワップ取引があり、金利の変動リスクに晒されています。

③金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほかリスク統括部により行われ、 また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、 報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リス ク統括部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

- b 市場リスクの管理
- (a) 当会では、「金利リスク」を含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

リスクテイクを行うにあたっては、市場ポートフォリオのリスク量、各アセットクラスのリスク・リターン、アセットクラス間の相関等を踏まえ、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配意した分散投資を基本とし、財務の状況、市場環境等に応じて、アロケーションを行っています。

また、内部牽制の強化を目的として、取引実施部署と後方事務部門を分離し、リスク量の計測および与信限度等の月次モニタリングはリスク統括部が行い、相互牽制が働く体制を整えています。

リスク量に対する対処方針等については、ALM委員会およびリスク管理委員会にて協議し、経営管理委員会および理事会で決定し、市場関連リスク全体の管理を実施しています。

(b) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を 受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」 のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯 金」、「借用金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取 引です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは、市場統合VaR算出ツール(農林中央金庫)では分散共分散法(保有期間60営業日、信頼区間99.0%、観測期間1,000日)、野村i-Port (野村證券)では分散共分散法(保有期間60営業日、信頼区間99.0%、観測期間5年)

#### 2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

により算出しており、2021年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で11,551百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項
  - ①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

		(単位:	百万円)
	貸借対照表計 上額	時 価	差額
預け金	867,857	867,867	10
買入金銭債権			
その他目的	106	106	_
有価証券に該当しないもの	20,114	20,114	_
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	5,864	5,864	_
その他の金銭の信託	13,714	13,714	_
有価証券			
その他有価証券	500,276	500,276	_
貸出金	238,160		
貸倒引当金	△3,427		
貸倒引当金控除後	234,732	236,378	1,646
資産計	1,642,666	1,644,322	1,656
貯金	1,480,141	1,480,163	22
借用金	108,850	108,850	_
債券貸借取引受入担保金	21,028	21,028	_
負債計	1,610,019	1,610,041	22
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用			
されていないもの	(1)	(1)	
デリバティブ取引計	(1)	(1)	_
(注) 1 貸出全に対応する―	い谷倒 コ ツ 全 ま	: F7K個別貸倒計业	全を地除

- 注 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。
  - 2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員 貸付金2百万円を含めています。
  - 3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しています。
  - ②金融商品の時価の算定方法

#### 資産

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記dおよびeと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関 等から提示された価格によっています。また、投資信託について は、公表されている基準価額によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor、スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また,延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。 負債

#### a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

c 債券貸借取引受入担保金

短期間で決済されることから、当該帳簿額を時価としています。 デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利スワップであり、割引現在価値により 算出した価額によっています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資

68,898百万円

- 注 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。
- ④金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	
預け金	867,857	_	_	_	_	_
買入金銭債権 その他目的の						105
っち満期があ	_	_	_	_	_	105
るもの						
有価証券に該 当しないもの	12,000	3,000	500	4,600	_	_
有価証券						
その他有価証	31,342	77,772	53,329	23,091	34,765	244,174
券のうち満期						
があるもの						
貸出金	39,380	46,367	35,103	30,434	26,863	59,708
合計	950.580	127.139	88.932	58.125	61.629	303.988

- 注 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 2,437百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金11,550百万円については「5年超」に含めています。
  - 2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権

#### 2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

等279百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。 3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件20 百万円は償還日が特定できないため含めていません。

⑤借用金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

 1年以内
 1年超
 2年超
 3年超
 4年超
 5年超

 2年以内
 3年以内
 4年以内
 5年以内

 貯金
 1,479,628
 298
 193
 5
 14

 借用金
 18,800
 50,090
 21,100
 7,100
 11,760

 債券貸借取引
 21,028

 受入担保金

合計 1,519,456 50,388 21,293 7,105 14 11,760

- 注 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。
  - 2. 借用金のうち、期限のない劣後特約付借入金11,760百万円については、「5年超」に含めています。

#### 7 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。 これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれています。
  - ①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価 およびこれらの差額については、次のとおりです。

		,	(単位	:百万円)
	種 類	貸借対照表計 上額	取得原価	差 額
	株 式	5,101	2,498	2,602
貸借対照表計上額	債 券	251,394	241,547	9,846
が取得原価を超え	国 債	118,574	110,944	7,629
るもの	地方債	74,031	72,688	1,342
	社 債	41,671	41,288	383
	その他	17,117	16,625	491
	その他	97,448	87,042	10,406
	小計	353,944	331,088	22,855
	株式	258	268	△9
	債 券	75,201	76,134	△932
	国 債	23,337	23,703	△366
貸借対照表計上額	地方債	16,984	17,359	△375
が取得原価を超え	社 債	26,796	29,961	△165
ないもの	その他	5,083	5,109	△26
	その他	70,978	73,436	△2,458
	小計	146,438	149,739	△3,400
	合計	500,382	480,927	19,454

注 上記差額合計から繰延税金負債5,372百万円を差し引いた金額 14,081百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。 ②非保有区分口

非保有区分口において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもののみとなります。

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計 上額	取得原価	差	額
貸借対照表計上額	その他	20,114	20,114		_
が取得原価を超え	小計	20,114	20,114		_
ないもの					
	合計	20,114	20,114		_

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株 式	277百万円	72百万円	59百万円
債 券	62,236	222	272
その他	3,337	111	0
合 計	65,850	406	331

#### 8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりです。

(1) 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 5,864百万円

当年度の損益に含まれた評価差額

-百万円

(2) その他の金銭の信託

貸借対照表 うち貸借対照表 うち貸借対照表 うち貸借対照表 計 上 額 差額 計上額が取得原 計上額が取得原 価を超えるもの 価を超えないもの

その他の 13,714百万円 13,000百万円 714百万円 803百万円 88百万円 金銭の信託

- 注 1. 上記差額合計から繰延税金負債197百万円を差し引いた金額 516百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
  - 2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借 対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の 内訳です。

#### 9 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付
- ①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と 動務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,013百万円
退職給付費用	58百万円
退職給付の支払額	△102百万円
期末における退職給付引当金	969百万円

b 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 非積立型制度の退職給付債務 969百万円

貸借対照表に計上された負債と資産の純額 969百万円 退職給付引当金 969百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 969百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 58百万

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、11百万円となっています。

また、存続組合より示された2021年3月現在における2032年(令和14年)3月までの特例業務負担金の将来見込額は、125百万円となっています。

#### 10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 繰延税金資産

相互援助積立金超過額	1,229百万円
貸倒引当金超過額	1,028百万円
未払奨励金否認額	350百万円
退職給付引当金超過額	268百万円
減価償却超過額	40百万円
未払事業税	25百万円
賞与引当金超過額	12百万円
その他	9百万円
繰延税金資産小計	2,964百万円
評価性引当額	△2,261百万円
繰延税金資産合計(A)	702百万円
繰延税金負債	
その他有価証券等評価差額金	△5,570百万円
繰延税金負債合計(B)	△5,570百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△4.867百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 27.66%

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目 0.04% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △7.31%

#### 2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

 事業分量配当金
 △5.87%

 住民税均等割等
 0.21%

 評価性引当金の増減
 5.95%

 その他
 0.26%

 税効果会計適用後の法人税等の負担率
 20.95%

#### 11 持分法損益等に関する事項

関連法人等に対する投資の金額 20百万円 持分法を適用した場合の投資の金額 206百万円 持分法を適用した場合の投資利益の金額 7百万円

#### 12 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金 (現金および現金同等物) の 範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金で す。

資 料 編

# 経営諸指標

#### ■最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円,口,人,%)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経 常 収 益	16,822	15,277	15,610	14,335	14,344
事 業 純 益	3,323	2,334	2,335	2,024	2,214
経 常 利 益	2,605	2,467	2,520	2,107	2,116
当 期 剰 余 金	1,554	1,815	1,927	1,583	1,670
出 資 金	25,549	25,549	25,549	28,669	31,499
( 出 資 口 数 )	(2,554,913)	(2,554,912)	(2,554,912)	(2,866,912)	(3,149,912)
純 資 産 額	82,567	81,102	84,885	85,604	92,040
総 資 産 額	1,591,998	1,690,632	1,743,846	1,716,500	1,717,388
貯 金 等 残 高	1,424,305	1,512,690	1,516,494	1,469,458	1,480,141
預 け 金 残 高	1,000,799	1,019,797	1,003,445	898,971	867,857
貸 出 金 残 高	164,291	209,912	202,543	224,375	238,157
有 価 証 券 残 高	353,909	390,090	449,874	490,672	500,276
剰 余 金 配 当 金 額	908	932	946	956	997
・普 通 出 資 配 当 額	510	510	510	510	510
・後 配 出 資 配 当 額	_	-	-	14	38
・事業分量配当額	397	421	435	430	448
職 員 数	119	122	119	115	118
単体自己資本比率	17.61	16.21	14.73	14.42	14.48

#### ■利益総括表

(単位:百万円,%)

		2019年度	2020年度	増減
資	金 運 用 収 支	2,166	3,152	986
	資 金 運 用 収 益	10,527	11,385	857
	資 金 調 達 費 用	8,361	8,232	△ 129
役	務取引等収支	△84	△ 74	9
	役務取引等収益	1,041	1,022	△ 19
	役務取引等費用	1,126	1,096	△ 29
そ	の 他 事 業 収 支	1,750	931	△ 819
	その他事業収益	1,935	1,255	△ 679
	その他事業費用	184	324	140
事	業 粗 利 益	3,832	4,008	176
事	業 粗 利 益 率	0.23	0.24	0.01

- 注 1. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用)
  - 2. 役務取引等収支=員 金 2. 役務取引等収益 役務取引等関本 3. その他事業収支=その他事業収益 その他事業費用

  - 4. 事業粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他事業収支
  - 5. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

#### ■事業純益

						2019年度	2020年度	増	減
事		業	純		益	2,024	2,214		190
実	質	事	業	純	益	2,024	2,322		298
コ	ア	事	業	純	益	1,564	2,372		808
コ (投	ア 資 信	事託解系	業り損益	純を除	益 〈 )	2,479	1,947		△531

- 注 1. 事業純益=事業収益ー(事業費用ー金銭の信託運用見合費用)ー一般貸倒引当金繰入額
  - 2. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額 3. コア事業純益=実質事業純益-国債等債券関係損益
  - 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

注) 1. 貯金等残高には、譲渡性貯金が含まれています。 2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年3月28日付金融庁・農林水産省告示第2号(最終改正:令和2年3月31 日付金融庁・農林水産省告示第2号))に基づき算出しています。

#### ■資金運用収支の内訳

(単位:百万円,%)

							2019年度			2020年度	
						平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資	金	運	用	勘	定	1,631,064	10,527	0.65	1,637,521	11,385	0.70
	う	ち	貸	出	金	204,786	1,157	0.57	230,258	1,231	0.53
	う	ち	預	け	金	965,977	5,876	0.61	889,958	5,186	0.58
	う	5 7	有 伯	西 証	券	444,354	3,467	0.78	483,787	4,909	1.01
資	金	調	達	勘	定	1,618,934	8,361	0.52	1,621,667	8,232	0.51
	う	ち貯	金	・定	積	1,502,643	8,328	0.55	1,492,170	8,214	0.55
	う	ち譲	渡	性 貯	金	_	_	-	_	_	-
	う	ち	借	用	金	110,065	121	0.11	116,402	103	0.09
総	資	金	利	ざ	や			0.02			0.08

- 注 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り 資金調達原価率
  - 資金調達原価率=(資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+売現先利息+債券貸借取引支払利息+借用金利息+金利スワップ支払利息+その他支払利息 (支払奨励金, 支 払雑利息等))+経費-金銭の信託運用見合費用)/(貯金+譲渡性貯金+売現先勘定+債券貸借取引受入担保金+借用金+その他(貸付留保金, 従業員預り金等)-金銭の信託運

  - 2. 資金運用勘定の平均残高には、コールローン、買入金銭債権、その他(従業員貸付金等)が含まれています。 3. 資金調達勘定の平均残高には、債券貸借取引受入担保金、その他(従業員預り金等)が含まれています。 4. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。

  - 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
  - 6. 資金調達勘定計の平均残高および利息は、金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

#### ■受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

			(十四, 口)
		2019年度増減額	2020年度増減額
受	取 利 息	△2,303	857
	うち貸出金	△754	73
	う ち 預 け 金	△1,016	△ 690
	う ち 有 価 証 券	△552	1,442
	うちコールローン	_	_
支	払 利 息	△1,184	△ 129
	うち貯金・定積	△1,149	△ 113
	う ち 譲 渡 性 貯 金	_	_
	う ち 借 用 金	△38	△ 17
差	引	△1,118	986

- 注 1. 増減額は前年度対比です。
  - 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。 3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。 4. 支払利息の増減額は、金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

#### ■利益率

(単位:%)

	2019年度	2020年度	増減
総資産経常利益率	0.12	0.12	0.00
純資産経常利益率	2.84	2.73	△ 0.11
総資産当期純利益率	0.09	0.10	0.01
純資産当期純利益率	2.14	2.16	0.02

- 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100

  - 3、総資産当期純利益率 = 当期剰余金 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100 4、純資産当期純利益率 = 当期剰余金 / 純資産勘定平均残高 × 100

#### ■貯貸率・貯証率

(単位:%)

					(
		2019年度	2020年度	増	減
貯貸率	期末	15.27	16.09		0.82
	期中平均	13.63	15.43		1.80
貯 証 率	期末	33.39	33.80		0.41
	期中平均	29.57	32.42		2.85

- 注 1. 貯貸率 (期 末) =貸出金残高/貯金残高×100
  - 2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100
  - 3. 貯証率(期 末)=有価証券残高/貯金残高×100
  - 4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

#### ■科目別貯金平均残高

(単位:百万円,%)

					2019年度 2020年度		隻	増 減	
					金額	構成比	金額	構成比	<i>垣                                    </i>
流	動	性	貯	金	32,232	2.1	38,601	2.6	6,369
定	期	性	貯	金	1,470,411	97.9	1,453,568	97.4	△ 16,842
		計			1,502,643	100.0	1,492,170	100.0	△ 10,473
譲	渡	性	貯	金	_	_	_	_	_
合				計	1,502,643	100.0	1,492,170	100.0	△ 10,473

 $<sup>(\</sup>mathfrak{U})$  1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金 + 別段貯金 2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

#### ■金利条件別定期貯金残高

(単位:百万円,%)

			2019年	安	2020年	变	増 減	
			金額	構成比	金額	構成比	<i>垣 ル</i> 以	
定	期 貯	金	1,441,258	100.0	1,433,584	100.0	△ 7,673	
	うち固定金利	定期	1,441,258	100.0	1,433,584	100.0	△ 7,673	
	うち変動金利	定期	_	_	_	_	_	

図 1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定している定期貯金 2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて利率が変動する定期貯金

# 貸出業務

#### ■科目別貸出金平均残高

(単位:百万円,%)

				2019年度		2020年	吏	│ ─ 増 減	
				金額	構成比	金額	構成比	垣 / 成	
手	形	貸	付	12,560	6.1	6,232	2.7	△ 6,327	
証	書	貸	付	142,258	69.5	163,070	70.8	20,812	
当	座	貸	越	6,067	3.0	6,370	2.8	303	
金	融機	関 貸	付	43,901	21.4	54,584	23.7	10,683	
割	引	手	形	_	_	_	_	_	
	合	計		204,786	100.0	230,258	100.0	25,471	

#### ■金利条件別貸出金残高

(単位:百万円,%)

				2019年度		2020年度			増減				
						金	額	構成比	金	額	構成比	垣	<i>小</i> 戏
固	定	金	利	貸	出		125,937	56.1		133,815	56.2		7,877
変	動	金	利	貸	出		98,437	43.9		104,341	43.8		5,904
	合			計			224,375	100.0		238,157	100.0	-	13,781

#### ■担保の種類別貸出金残高

(単位:百万円,%)

	2019年度	2020年度	増 減
貯 金 等	161	163	1
有 価 証 券	_	1	_
不 動 産	2,038	2,135	96
その他担保物	_	-	_
計	2,200	2,298	98
農業信用基金協会保証	250	299	49
その他保証	1,109	926	△ 182
計	1,359	1,226	△ 132
信用	220,815	234,631	13,815
合 計	224,375	238,157	13,781

#### ■担保の種類別債務保証見返り残高

(単位:百万円)

			2019年度	2020年度	増 減
貯	金	等	_	_	_
有	価 証	券	_	_	_
不	動	産	_	_	_
そ	の 他 担 保	物	1,357	1,331	△ 26
	計		1,357	1,331	△ 26
信		用	_	_	_
	合 計		1,357	1,331	△ 26

#### ■使途別貸出金残高

(単位:百万円,%)

			2019年度			2020年度			抽	増減	
				金	額	構成比	金	額	構成比	坦	ル火
設	備	資	金		12,507	5.6		9,103	3.8	Δ3	3,404
運	転	資	金		211,867	94.4		229,053	96.2	17	7,185
	合	計			224,375	100.0		238,157	100.0	13	3,781

#### ■業種別貸出金残高

(単位:百万円,%)

	2019年	· 支	2020年	支	増減
	金額	構成比	金額	構成比	垣 / パ
農業	1,920	0.9	1,700	0.7	△ 220
林    業	_	_	I	_	_
水 産 業	_	_	I	_	_
製 造 業	35,421	15.8	38,325	16.1	2,903
鉱業	_	_	I	_	_
建 設 業	2,385	1.1	2,740	1.2	355
電気・ガス・熱供給・水道業	2,288	1.0	1,835	0.8	△ 453
運輸·通信業	4,400	2.0	4,350	1.8	△ 50
卸売・小売業・飲食業	10,160	4.5	8,590	3.6	△ 1,570
金融 化保険業	94,795	42.2	107,630	45.2	12,835
不 動 産 業	15,007	6.7	13,211	5.5	△ 1,796
サ ー ビ ス 業	44,435	19.8	46,029	19.3	1,594
地 方 公 共 団 体	12,857	5.7	13,076	5.5	218
そ の 他	703	0.3	667	0.3	△ 36
合 計	224,375	100.0	238,157	100.0	13,781

#### ■主要な農業関係の貸出金残高

#### □営農類型別

(単位:百万円)

			(十四・日/313/
種類	2019年度	2020年度	増減
農業	2,100	1,919	△ 180
榖作	68	95	26
野菜・園芸	442	457	15
果樹・樹園農業	1	_	△ 1
工芸作物	_	_	ı
養豚・肉牛・酪農	_	_	1
養鶏・養卵	_	_	_
養蚕	_	_	_
その他農業	1,588	1,366	△ 221
農業関連団体等	19,659	20,875	1,216
合 計	21,760	22,795	1,035

注 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が 該当します。

#### □資金種類別 〈貸出金〉

種類	2019年度	2020年度	増 減
プロパー資金	21,192	22,295	1,103
農業制度資金	567	499	△ 68
農業近代化資金	567	499	△ 68
その他制度資金	_	_	_
合 計	21,760	22,795	1,035

なお、上記業種別貸出金残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

<sup>3. 「</sup>農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

注 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

#### 〈受託貸付金〉

(単位:百万円)

看	重 類		2019年度	2019年度	増 減
日本政策金融公庫資金		庫資金	7,823	7,606	△216
そ	の	他	_	_	_
合	Ī	t	7,823	7,606	△216

注 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

#### ■貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

				2	2019年度	Ę		2020年度				
区	5	<b></b>	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
	期目%同	州日次同	州中垣加蝕	目的使用	その他	州小汉同	お日次同	地下相加银	目的使用	その他	别个汉同	
一般貸	到 引	当 金	490	_	_	490	_	_	107	_	_	107
個別貸個	倒 引	当 金	2,375	3,291	_	2,375	3,291	3,291	3,717	0	3,291	3,717
合	Ī	H	2,866	3,291	_	2,866	3,291	3,291	3,825	0	3,291	3,825

#### ■貸出金償却の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度		
貸 出 金 償 却 額	0	0		

注 貸出金償却額は、個別貸倒引当金相殺前の金額を表示しています。

#### ■リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

			(1 = 1,313)
	2019年度	2020年度	増 減
破 綻 先 債 権 額	_	-	_
延滞債権額	4,973	5,229	256
3か月以上延滞債権額	_	_	_
貸出条件緩和債権額	9	8	△ 1
合 計	4,983	5,238	254

#### 注 1. 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

- 2. 延滞債権
- 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。
- 3. 3か月以上延滞債権
  - 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。
- 4. 貸出条件緩和債権

・ 受団本 | 1867年 | 1867

#### ■金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

		,	2019年度	Ę			2	2020年度	Ę	
債 権 区 分	債権額		保 全 額			- 債権額		保 슄	額	
	貝惟识	担保	保 証	引当	合 計	貝惟识	担保	保 証	引当	合 計
破産更生債権および これらに準ずる債権	285	0	_	285	285	284	-	_	284	284
危 険 債 権	5,231	1,339	885	3,006	5,231	5,486	1,169	883	3,433	5,486
要管理債権	9	3	_	-	3	8	3	_	_	3
小計	5,526	1,343	885	3,291	5,520	5,779	1,173	883	3,717	5,774
正常債権	220,263					233,777				
合 計	225,789					239,556				

- 注)上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。
  - 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権
    - 破産手続開始,更生手続開始,再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
  - 2. 危険債権
    - 債務者が経営破綻の状態には至っていませんが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいい ます
  - 3. 要管理債権
    - 3か月以上延滞債権で上記1および2に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。
  - 4. 正常債権
    - 債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

#### ■元本補填契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

# 有価証券業務

#### ■種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

				2019年度	2020年度	増減
国			債	124,368	145,532	21,164
地	方		債	105,686	95,544	△ 10,142
政	府 保	証	債	2,903	537	△ 2,365
金	融		債	-	_	_
社			債	49,924	62,107	12,183
外	国 語	E	券	14,595	18,693	4,098
株			式	2,468	2,790	322
そ	の他の	証	券	144,408	158,580	14,172
合			計	444,354	483,787	39,432

#### ■商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

#### ■有価証券残存期間別残高

		1年以下	1年超	3年超	5年超	7年超	10年超	期間の定め	合 計
			3年以下	5年以下	7年以下	10年以下		のないもの	
	国債	3,531	17,380	9,031	2,248	20,924	79,323	_	132,439
	地 方 債	15,141	37,585	20,057	_	_	35,958	_	108,742
2	政 府 保 証 債	2,311	_	_	_	_	_	_	2,311
0	金 融 債	_	_	_	_	_	_	_	_
9	社 債	11,758	5,845	9,275	12,939	4,175	7,814	_	51,807
年	外 国 証 券	1,164	2,126	5,098	1,798	5,105	_	_	15,294
度	株式	_	_	_	_	_	_	4,104	4,104
	その他の証券	1,165	45,505	27,584	22,327	61,687	2,552	15,149	175,971
	計	35,071	108,442	71,048	39,313	91,893	125,649	19,253	490,672
	国 債	5,538	17,321	4,883	3,462	36,965	73,740	_	141,911
	地 方 債	11,465	45,345	506	_	_	33,697	_	91,015
2	政 府 保 証 債	_	_	_	_	_	_	_	_
0	金 融 債	_	_	_	_	_	_	_	_
2	社 債	3,108	7,120	28,238	14,349	6,368	12,282	_	71,468
年	外 国 証 券	2,003	3,984	6,448	6,231	2,423	1,108	_	22,200
度	株式	_	_	_	_	_	_	5,360	5,360
	その他の証券	8,350	56,196	15,900	31,291	39,772	_	16,808	168,320
	計	30,466	129,969	55,977	55,335	85,529	120,829	22,168	500,276

資料

# 経営状況に関する事項

# 有価証券の時価情報等

#### ■有価証券

#### □売買目的有価証券

該当する取引はありません。

#### □満期保有目的の債券

該当する取引はありません。

#### □その他有価証券

(単位:百万円)

			2019年度			2020年度	
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
	株 式	3,127	1,645	1,482	5,101	2,498	2,602
	債 券	256,844	244,445	12,398	251,394	241,547	9,846
	国債	122,470	113,303	9,166	118,574	110,944	7,629
貸借対照表	地方債	96,403	94,115	2,288	74,031	72,688	1,342
計上額が取	政府保証債	2,311	2,299	11	_	_	_
得原価を超 えるもの	金融債	_	-	_	_	-	_
2000	社 債	25,154	24,680	474	41,671	41,288	383
	その他	10,505	10,046	458	17,117	16,625	491
	その他	135,716	127,239	8,476	97,448	87,042	10,406
	小計	395,688	373,329	22,358	353,944	331,088	22,855
	株 式	976	1,243	△266	258	268	△ 9
	債 券	53,751	54,136	△384	75,201	76,134	△ 932
	国債	9,969	9,986	△17	23,337	23,703	△ 366
貸借対照表	地方債	12,339	12,450	△111	16,984	17,359	△ 375
計上額が取	政府保証債	_	_	_	_	_	_
得原価を超 えないもの	金融債	_	_	_	_	_	_
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	社 債	26,653	26,847	△193	29,796	29,961	△ 165
	その他	4,789	4,851	△62	5,083	5,109	△ 26
	その他	40,398	43,109	△2,710	70,978	73,436	△ 2,458
	小 計	95,127	98,490	△3,362	146,438	149,739	△ 3,400
合	計	490,815	471,820	18,995	500,382	480,927	19,454

注 有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれています。

#### □非保有区分口

				2019年度				2020年度		т. П/3/ 3/
				2013年度						
				貸借対照表 計上額 取得原価 差 額		貸借対照表 計上額	取得原価	差	額	
貸借対照表計 上額が取得原	その他		15,457	15,457		_	20,114	20,114		_
価を超えない もの	小	計	15,457	15,457		_	20,114	20,114		_
合	計		15,457	15,457		_	20,114	20,114		_

<sup>(</sup>注) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもののみとなります。

#### ■金銭の信託

#### □運用目的の金銭の信託

 (単位:百万円)

 2019年度
 2020年度

 貸借対照表計上額
 当年度の損益に含まれた 評価差額
 当年度の損益に含まれた 評価差額

 6,000
 5,864

#### □その他の金銭の信託

(単位:百万円)

		2019年度			2020年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるも の	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えない もの	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるも の	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えない もの
10,176	13,000	△2,823	_	2,823	13,714	13,000	714	803	88

注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

#### ■デリバティブ取引

該当する取引はありません。

#### ■金融等デリバティブ取引

#### □ 金利関連取引

(単位:百万円)

	<u> </u>			2019年度			2020年度	
	区	r	契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
	金利先物	売 建	_	_	_	_	_	_
取引所	並削尤物	買 建	_	_	_	_	_	_
AX 517/1	金利 オプション	売 建	_	_	_	_	_	_
		買 建	_	_	_	_	_	_
	金利 スワップ	受取固定 支払変動	_	_	_	_	_	_
店頭	スワップ	受取変動 支払固定	200	△2	△2	200	△ 1	△ 1
	金利	売 建	_	_	_	_	_	_
	オプション	買 建	_	_	_	_	_	_
	計		200	△2	△2	200	△ 1	△ 1

#### □ 通貨関連取引

該当する取引はありません。

#### □ 株式関連取引

該当する取引はありません。

#### □ 債券関連取引

該当する取引はありません。

#### ■有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

料

# 経営状況に関する事項

# 受託・為替業務等

#### ■受託貸付金残高

(単位:百万円)

受託金融機関	2019年度	2020年度
㈱日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)	7,823	7,606
㈱日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫)	24	19
独立行政法人住宅金融支援機構	2,195	1,824
独立行政法人福祉医療機構	42	35
合 計	10,085	9,485

#### ■内国為替の取扱実績

(単位:件,百万円)

			201	9年度	202	0年度
			仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件	数	130,811	51,236	138,720	48,412
	金	額	585,241	621,162	538,825	600,432
代金取立為替	件	数	-	_	_	_
	金	額	_	_	_	_
雑為替	件	数	9,014	9,571	8,561	9,409
株	金	額	11,568	15,270	11,059	14,165
合 計	件	数	139,825	60,807	147,281	57,821
	金	額	596,809	636,432	549,885	614,597

#### ■公共債等の窓口販売実績

				2019年度	2020年度
国			債	_	-
地	方	J .	債	_	-
投	資	信	託	0	1
	合	計		0	1

# 自己資本の充実の状況(単体)

#### 1. 自己資本の状況

#### ◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として捉え、内部留保の積上げ、不良債権の処理および業務の効率化等に取り組みました。この結果、2021年3月末における自己資本比率は、14.48%となりました。

#### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、永久劣後債務により調達しています。

#### 普通出資金

項目	内 容
発行主体	茨城県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	25,549百万円(前年度25,549百万円)

#### 後配出資金

項目	内 容		
発行主体	茨城県信用農業協同組合連合会		
資本調達手段の種類	後配出資金		
コア資本に係る基礎項目に算入した額	5,950百万円(前年度 3,120百万円)		

#### 永久劣後債務

項目	内 容		
発行主体	茨城県信用農業協同組合連合会		
資本調達手段の種類	永久劣後債務		
コア資本に係る基礎項目に算入した額	6,194百万円(前年度8,258百万円)		
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり (※1)		

<sup>※1</sup> 劣後事由(破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による倒産手続の場合)が発生・継続している場合を除き、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により償還可能

当会は、まず規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより、自己資本充実度の評価を行っています。

具体的には、規制資本管理要領を定め、信用リスクアセット額については標準的手法および信用リスク削減手法、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して自己資本比率を算出し、モニタリングを実施するほか、自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、対応する体制を構築しています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

資料

#### (1) 自己資本の構成

項目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	72,941	76,443
うち、出資金及び資本準備金の額	28,669	31,499
うち、再評価積立金の額	-	_
うち、利益剰余金の額	45,228	45,942
うち、外部流出予定額 (△)	956	997
うち、上記以外に該当するものの額	_	_
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,390	4,553
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	4,390	4,553
うち、適格引当金コア資本算入額	_	_
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	8,258	6,194
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	85,590	87,191
コア資本に係る調整項目 (2)	- 3,000	3.,.0
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	49	42
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	49	42
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	-	
適格引当金不足額	_	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	
<b>貞良の時間計画により上りた時間計画左領ものうも自己資本に昇入される領</b> 前払年金費用の額	_	_
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	49	42
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	85,540	87,148
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	585,792	594,251
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△4,215	△754
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△4,215	△754
うち、上記以外に該当するものの額	-	
- オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	7,342	7,323
信用リスク・アセット調整額	-	_
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	_
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	593,134	601,575
自己資本比率		
自己資本比率((八) / (二))	14.42%	14.48%

注 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1 年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常 費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

# (2) 自己資本の充実度に関する事項 信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

						(単位:百万
		2019年度			2020年度	
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本? b = a × 4 %
現金	1,678	_	_	2,733	_	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	123,518	_	_	134,905	_	
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,843	_	_	2,163	_	
国際決済銀行等向け	2,043	_	_	2,100	_	
我が国の地方公共団体向け	119,555	_	_	103,233	_	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,105	150	6	1,107	150	
国際開発銀行向け	1,322	_	_	1,325	_	
地方公共団体金融機構向け	2,999	70	2	_	_	
我が国の政府関係機関向け	8,935	893	35	7,682	768	;
地方三公社向け	225	45	1	96	19	
金融機関及び第一種金融商品取 引業者向け	969,962	191,597	7,663	950,072	187,526	7,50
法人等向け	228,295	115,229	4,609	257,668	127,526	5,10
中小企業等向け及び個人向け	202	146	5	176	125	
抵当権付住宅ローン	9	3	0	6	2	
不動産取得等事業向け	184	184	7	176	176	
					170	
三月以上延滞等	277	_	_	277	_	
取立未済手形	4	0	0	7	1	
信用保証協会等による保証付	446	43	1	409	39	
株式会社地域経済活性化支援機 構等による保証付	_	_	_	_	-	
出資等	5,131	5,131	205	5,017	5,017	2
(うち出資等のエクスポージャー)	5,131	5,131	205	5,017	5,017	2
	-		200	3,017	3,017	
(うち重要な出資のエクスポージャー)	_	_	_	_	_	
上記以外	84,173	207,832	8,313	81,986	200,699	8,0
(うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段のうち対象普通出資等及びその他 外部TLAC関連調達手段に該当するも の以外のものに係るエクスポージャー)	2,810	7,026	281	1,003	2,509	10
(うち農林中央金庫の対象資本調達手	78,426	196.065	7.842	78,426	196.065	7,8
段に係るエクスポージャー) (うち特定項目のうち調達項目に算入さ		,	, -	-,	,	, -
(フら行足項目のフら調運項目に昇入る   れない部分に係るエクスポージャー)	1,205	3,013	120	719	1,797	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	_	_	-	_	-	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分にに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,731	1,727	69	1.837	326	
証券化	7,233		57	10,132	2,026	
	1,233	1,446		10,132	2,026	
(うちSTC要件適用分)			-		_	
(うち非STC要件適用分)	7,233	1,446	57	10,132	2,026	
再証券化	_	_	_	_	_	
リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	218,087	67,233	2,689	215,691	69,416	2,7
(うちルックスルー方式)	010.007		0.000	215.001	60.410	0.7
	218,087	67,233	2,689	215,691	69,416	2,7
(うちマンデート方式)	_	_	_	_	_	
(うち蓋然性方式250%)	_	_	_	_	_	
(うち蓋然性方式400%)	_	_	_	_	_	
(うちフォールバック方式)	_	_	_	_	_	
経過措置によりリスク・アセッ トの額に算入されるものの額	_	_	_	_	_	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	4,215	168	-	754	
<b>準的手法を適用するエクスポージャー別計</b>	1,776,194	585,792	23,431	1,774,868	594,251	23,7
	1,770,134		23,431	1,774,000	0	23,7
V A リスク相当額÷8%	_	0	0	_	0	
央清算機関関連エクスポージャー				_	_	
計(信用リスク・アセットの額)	1,776,194	585,792	23,431	1,774,868	594,251	23,7
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額	8%で除し	ハリスク相当額を レて得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	8%で除し	小リスク相当額を ∪て得た額 a	所要自己資本 b = a × 4 9
(基礎的手法)		7.342	293		7,323	2:
所要自己資本額		ト等(分母) 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %		ト等(分母) 合計 a	所要自己資本 b = a × 4 %
		593,134	23,725		601,575	24,0
	1	553,134	۷۵,125		001,075	24,00

料

編

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
  - 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
  - 3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
  - 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
  - 5.「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
  - 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
  - 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・ デリバティブの免責額が含まれます。
  - 8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

#### 2 信用リスクに関する事項

#### ◇リスク管理の方針および手続の概要

○信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、リスクマネジメント基本方針等を定めて適切に管理しています。

#### (信用リスク管理に関する規程類)

- ・リスクマネジメント基本方針
- ・リスク管理規程
- ・リスク管理要領
- ・信用リスク管理要領
- ・信用リスク管理手続

#### (信用リスクにかかる管理手法)

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、業種別、規模別および格付別のそれぞれのポートフォリオについて、融資残高および融資シェア等を算出し、年度および四半期毎にその推移を対比することで当会の与信ポートフォリオを管理しています。

市場関連信用リスク管理については、発行体の格付動向・株価動向・財務状況等に留意し、金融機関取引の与信限度額、社債、買入金銭債権、外国証券の取得限度額等を設定のうえ管理しています。

また、常勤理事、リスク統括部長および関係部署長で構成するリスク管理委員会を四半期ごとに開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容および対応方針を決定しています。

- ○当会における貸倒引当金の計上は「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。
  - · 一般貸倒引当金

自己査定の結果,正常先および要注意先(要管理先,その他の要注意先)に区分した債権について,過去の貸倒実績率に基づき算出した予想損失額に相当する額を一般貸倒引当金として計上しています。ただし,将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合には、当該必要額を計上しています。

・個別貸倒引当金

自己査定の結果、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先に区分した債権について、将来損失が発生する可能性の高い III 分類の額および回収不可能と判断したIV 分類の額に対して個別に貸倒引当金を計上しています。

#### ◇標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出する掛目のことです。

# (1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

			2019年度				2020年度				半位:日万氏
		信用リスクに関 するエクスポー ジャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関 するエクスポー ジャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延湯エクスポージャー
国	内	1,535,902	261,045	284,115	_	277	1,527,226	266,014	296,383	_	27
国	外	14,972	-	14,972	_	_	21,818	-	21,818	_	-
地域》	別残高計	1,550,874	261,045	299,087	_	277	1,549,044	266,014	318,201	_	27
	農業	2,020	2,020	_	_	_	1,801	1,801	_	_	
	林業	_	-	_	_	_	_	-	_	_	
	水産業	_	-	_	_	_	_	-	_	_	
\ >±	製造業	53,817	35,558	16,425	_	_	66,067	38,681	25,634	_	
法	鉱業	_	_	_	_	_	200	-	200	_	
	建設・不動産業	21,830	17,398	3,811	_	_	25,568	15,956	9,029	_	
	電気・ガス・熱供給・水道業	6,941	2,296	4,614	_	_	3,145	1,842	1,303	_	
	運輸・通信業	11,365	4,402	6,822	_	_	13,224	4,352	8,718	_	
人	金融・保険業	1,071,923	129,488	27,920	_	_	1,054,901	133,300	33,541	_	
	卸売・小売・飲食・サービス業	62,354	55,773	6,134	_	_	68,524	55,816	12,247	_	
	日本国政府・地方公共団体	243,073	12,857	230,216	_	_	238,138	13,076	225,062	_	
	上記以外	72,337	288	3,144	_	261	71,645	282	2,464	_	26
個	人	959	959	_	_	15	903	903	_	_	1
そ(	の他	4,250	-	_	_	_	4,923	-	_	_	
業種類	別残高計	1,550,874	261,045	299,087	_	277	1,549,044	266,014	318,201	_	27
1年	F以下	1,013,380	65,116	33,785	_		948,241	46,353	21,996	_	
1年	F超3年以下	105,714	43,855	61,858	_		135,164	58,824	72,840	_	
3年	F超5年以下	86,648	44,057	42,590	_		99,646	55,270	39,761	_	
5年	F超7年以下	44,406	27,476	16,929	_		42,592	18,947	23,645	_	
7年	F超10年以下	46,004	18,486	27,518	_		59,378	16,229	43,148	_	
10	年超	134,699	18,294	116,405	_		135,761	18,951	116,809	_	
期	限の定めのないもの	120,020	43,758	_	_		128,259	51,436	-	_	
浅存	—————————————————————————————————————	1,550,874	261,045	299,087	_		1,549,044	266,014	318,201	_	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
  - 2 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
  - 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
  - 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

# (2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

			2019年度			2020年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
	别目戏同	- 助中垣加蝕	目的使用	その他	别不/找同	州日次同		目的使用	その他	物水浅同
一般貸倒引当金	490	_	_	490	_	_	107	_	_	107
個別貸倒引当金	2,375	3,291	_	2,375	3,291	3,291	3,717	0	3,291	3,717

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位:百万円)

	(単位:白力片									<u> エ・日ハロ/</u>			
				2019	年度					2020	)年度		
			個別	引貸倒引当	i金		<i>↔</i>		個別貸倒引当金				<b>₩</b> ∧
		期首残高	和中無地從	期中洞	域少額	如士母方	貸出金	期首残高	期中増加額	期中減少額		地士建古	貸出金償却
		期目残同	期中増加額	目的使用	その他	期末残高	[良 A]J	期目没向	期中省加領	目的使用	その他	期末残高	
[	国 内	2,375	3,291	_	2,375	3,291		3,291	3,717	0	3,291	3,717	
	国 外	_	_	_	_	-		_	_	_	-	-	
t	也域別計	2,375	3,291	-	2,375	3,291		3,291	3,717	0	3,291	3,717	
	農業	-	_	-	-	_	_	-	258	_	-	258	_
	林業	-	_	_	-	_	-	-	_	_	-	1	_
	水産業	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_
	製造業	1	1	_	1	1	_	1	_	_	1	-	_
注	鉱業	_	_	_	-	_	_	-	_	_	_	1	_
	建設・不動産業	-	_	-	-	_	-	-	_	-	-	ı	_
ر ا	電気・ガス・熱供給・水道業	-	_	_	-	_	_	-	_	_	-	1	_
	運輸・通信業	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_
	金融・保険業	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,095	3,010	_	2,095	3,010	_	3,010	3,180	_	3,010	3,108	-
	上記以外	261	261	-	261	261	-	261	261	-	261	261	_
1	固人	17	17	_	17	17	_	17	17	0	17	17	_
Ì	<b>業種別計</b>	2,375	3,291	_	2,375	3,291	_	3,291	3,717	0	3,291	3,717	_

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

# (3) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

			2019年度			2020年度	
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	ā†
	0%	_	292,033	292,033	_	278,616	278,616
	2%	_	_	_	_	_	_
	4%	_	_	_	_	_	_
信	10%	_	11,053	11,053	_	9,062	9,062
信用リスク削減効果勘案後残高	20%	31,021	958,118	989,140	45,094	940,540	985,634
ク削	35%	_	9	9	_	6	6
減効	50%	112,737	678	113,415	133,322	277	133,599
果勘家	75%	_	195	195	_	166	166
後残	100%	27,769	37,625	65,394	24,724	37,587	62,311
高	150%	_	_	_	_	_	_
	250%	_	79,631	79,631	_	79,646	79,646
	その他	_	_	_	_	_	_
	1250%	_	_	_	_	_	
	合 計	171,528	1,379,346	1,550,874	203,140	1,345,904	1,549,044

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)ならびにオフ・パランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
  - 2 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。

なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

- 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、 経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

資料編

# 3. 信用リスク削減手法に関する事項

#### ◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共 団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商 品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証され た被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、 貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下に ある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺 契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

#### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

		2019年度			2020年度	(単位・日万円)
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	_	2,299	_	_	_	_
我が国の政府関係機関向け	_	_	_	_	_	_
地方三公社向け	_	_	_	_	_	_
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	_	_	_	_	_	_
法人等向け	27,447	1,114	_	21,139	3,027	_
中小企業等向け及び個人向け	_	_	_	_	0	_
抵当権付住宅ローン	_	_	_	_	_	_
不動産取得等事業向け	_	_	_	_	_	_
三月以上延滞等	_	_	_	_	_	_
証券化	_	_	_	_	_	_
中央清算機関関連	_	_	_	_	_	_
上記以外	_	405	_	_	406	_
合 計	27,447	3,820	_	21,139	3,434	_

- (注)1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。 2.「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
  - 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
  - 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
  - 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用 リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクション の買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

資料

# 4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

#### ◇派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。

当会において、派生商品取引はリスク分散戦略におけるALM(資産負債管理)の一環として効果的に活用しており、そのリスク限度額(利用限度額)を年度ごと、取引ごとに定め十全なリスク管理を実施しています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

なお、当会は、長期決済期間取引は行っていません。

#### (1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	2019年度	2020年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

2019年度 (単位:百万円)

(+E · D/J J)								
	グロス再構築	信用リスク削減 効果勘案前の		担保		信用リスク削減 効果勘案後の		
	コストの額	タ 与信相当額	現金・自会貯金	債 券	その他	与信相当額		
(1)外国為替関連取引	_	_	_	_	_	_		
(2)金利関連取引	_	1	_	_	_	1		
(3)金関連取引	_	_	_	_	_	_		
(4)株式関連取引	_	_	_	_	_	_		
(5)貴金属(金を除く)関連取引	_	_	_	_	_	_		
(6)その他コモディティ関連取引	_	_	_	_	_	_		
(7)クレジット・デリバティブ	_	_	_	_	_	_		
派生商品合計	_	1	_	_	_	1		
長期決済期間取引	_	_	_	_	_	_		
一括清算ネッティング契約による 与信相当額削減効果(△)		_				_		
合 計	_	1	_	_	_	1		

2020年度 (単位:百万円)

	グロス再構築 信用リスクド 効果勘案前			担保		信用リスク削減 効果勘案後の
	コストの額	与信相当額	現金・自会貯金	債 券	その他	与信相当額
(1)外国為替関連取引	_	_	_	_	_	_
(2)金利関連取引	_	1	_	_	_	1
(3)金関連取引	_	_	_	_	_	_
(4)株式関連取引	_	_	_	_	_	_
(5)貴金属(金を除く)関連取引	_	_	_	_	_	_
(6)その他コモディティ関連取引	_	_	_	_	_	_
(7)クレジット・デリバティブ	_	_	_	_	_	_
派生商品合計	_	1	_	_	_	1
長期決済期間取引	_	_	_	_	_	_
一括清算ネッティング契約による 与信相当額削減効果(△)		_				_
合 計	_	1	_	_	_	1

- (注) 1.「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定 元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要と なるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
  - 2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
  - 3. 「想定元本」とは、デリバディブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

料編

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

#### 5. 証券化エクスポージャーに関する事項

#### ◇リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会では、余裕金運用規程に定める格付会社の格付けに基づき当該社債・買入金銭債権の与信限度額を年度ごとにリスク管理要領で定めるとともに、当該貸出金についても与信限度額を定め、取得・管理しています。

# ◇体制の整備およびその運用状況の概要

○投資の決定

資金証券部または営業部が分析等を行ったうえで投資案を起案し、リスク統括部がこれを審査しています。

○期中管理

リスク統括部がモニタリングを実施し、当該結果をレビューするとともにリスク管理委員会に報告しています。

○方針の見直し

モニタリングおよびレビューの結果, 信用の劣化が見込まれる場合等には, 資金証券部または営業部は継続保有や処分等の今後の対応について検討を行っています。

#### ◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式 を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

#### ◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品にかかる会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

#### ◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

#### ◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

# (2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

		2019	9年度	2020年度		
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	
	クレジットカード与信	_	-	_	_	
	住宅ローン	5,833	_	6,198	_	
オン・バランス	自動車ローン	1,400	-	3,433	_	
	その他	_	-	500	_	
	合 計	7,233	_	10,132	_	
	クレジットカード与信	_	-	_	_	
	住宅ローン	_	_	_	_	
オフ・バランス	自動車ローン	_	_	_	_	
	その他	_	_	_	_	
	合 計	_	_	_	_	

<sup>(</sup>注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区分して記載しています。

#### b リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

2019年度

2019年度 (単位:百万円)						
	証券化エク	スポージャー		再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウエイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウエイト区分	残高	所要自己資本額
	0~15%未満	_	_	0~100%未満	_	_
	15~50%未満	7,233	57	100~250%未満	_	_
	50~100%未満	_	_	250~400%未満	_	_
オン・バランス	100~250%未満	_	_	400~1250%未満	_	_
172.1727	250~400%未満	_	_	1250%	_	_
	400~1250%未満	_	_			
	1250%	_	_			
	合 計	7,233	57	合 計	_	_
	0~15%未満	_	_	0~100%未満	_	_
	15~50%未満	_	_	100~250%未満	_	_
	50~100%未満	_	_	250~400%未満	_	_
オフ・バランス	100~250%未満	_	_	400~1250%未満	_	_
	250~400%未満	_	_	1250%	_	_
	400~1250%未満	_	_			
	1250%	_	_			
	合 計	-	_	合 計	_	_

2020年度 (単位:百万円)

	証券化エク	スポージャー		再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウエイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウエイト区分	残高	所要自己資本額
	0~15%未満	_	_	0~100%未満	_	_
	15~50%未満	10,132	81	100~250%未満	_	_
	50~100%未満	_	_	250~400%未満	_	_
オン・バランス	100~250%未満	_	_	400~1250%未満	_	_
177.1777	250~400%未満	_	_	1250%	_	_
	400~1250%未満	_	_			
	1250%	_	_			
	合 計	10,132	81	合 計	_	_
	0~15%未満	_	_	0~100%未満	_	_
	15~50%未満	_	_	100~250%未満	_	_
	50~100%未満	_	_	250~400%未満	_	_
オフ・バランス	100~250%未満	_	_	400~1250%未満	_	_
17.777	250~400%未満	_	_	1250%	_	_
	400~1250%未満	_	_			
	1250%	_	_			
	合 計	_	_	合 計	_	_

<sup>(</sup>注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区分して記載しています。

c 自己資本比率告示第224条ならびに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した 証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無

料編

# 6. オペレーショナル・リスクに関する事項

#### ◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

部署ごとに法令・手続きの順守状況,事務処理の適否について自主点検を実施して整備改善を図り,また内容により適時 リスク管理委員会等で対応を協議しオペレーショナル・リスクを管理しています。

#### ○事務リスク管理

適切なシステム利用、事務手続の整備、取引実施部門と事務部門の相互牽制、事務処理のダブルチェック、内部検査により管理しています。

○システムリスク管理

危機管理計画を策定し、継続的な体制整備等内部統制強化に努めています。

○法務リスク管理

「コンプライアンスマニュアル」を定めて全役職員に周知徹底するとともに、経営・業務上の法的問題に対しては、顧問弁護士等との適切な連携による法的検討を行い、法務リスクの極小化を図っています。

○風評(レピュテーショナル)リスク管理

原因の分析と適切な対応策の検討を、関係部署や関係諸団体と連携し迅速・的確に対応しています。

#### ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

- ○当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。
- ○基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、 国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

# 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

#### ◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会で保有する出資等または株式等エクスポージャーは、その他有価証券として区分される株式および外部出資勘定の株式または出資として計上されるものです。

#### ○その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針および手続きの概要」に記載しています。

○外部出資勘定の株式または出資

外部出資勘定のリスク管理については、信用供与の限度額管理を行うとともに、毎期外部出資先の経営状況を把握し、 査定を行っています。

# (1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

				(単位:白万円)	
	2019	9年度	2020年度		
	貸借対照表計上額 時価評価額		貸借対照表計上額	時価評価額	
上場	4,104	4,104	5,360	5,360	
非 上 場	68,904	68,904	68,898	68,898	
合 計	73,008	73,008	74,258	74,258	

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

資料

# (2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
_	60	-	82	59	_

# (3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

2019	9年度	2020	)年度
評価益 評価損		評 価 益 評 価 損	
1,482	266	2,602	9

# (4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等) 該当する取引はありません。

# 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

		(-12 - 1731 37
	2019年度	2020年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	218,087	215,691
マンデート方式を適用するエクスポージャー	_	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	_	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	_	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	_	-

料

編

#### 9. 金利リスクに関する事項

#### ◇リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、 貯金等)が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

○リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、モニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

○リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

○金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日(6月末,9月末,12月末,3月末)として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

○ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当会は、金利スワップをヘッジ手段に活用し、金利リスクの削減に努めています。

#### ◇金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量( $\Delta$  E V E)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下の6シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しています。

○流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

○流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

○流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

○固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

○複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

○スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動 ショックの設定上は不変としています。

○内部モデルの使用等、 △ EVEおよび △ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

○前事業年度末開示からの変動に関する説明

△ E V E の前事業年度末からの変動要因は、国債や社債等の取得により残高が増加したことや、受益証券の投資年限の長期化等によるものです。

○計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

### $\lozenge$ $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

○金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理として VaRで計測する市場リスク量を算定しています。

〇金利リスク計測の前提およびその意味 (特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta \in V \in S$  び  $\Delta \in V \in S$  が  $\Delta \in V \in S$  と  $\Delta \in V$  と  $\Delta$ 

特段ありません。

資 料

# 金利リスクに関する事項

IRRBB1:金利	IRRBB1:金利リスク							
		1	П	Л	=			
項番		⊿ E	VE	⊿ N I I				
		当期末	前期末	当期末	前期末			
1	上方パラレルシフト	42,769	36,305	2,800	2,922			
2	下方パラレルシフト	_	_	4	4			
3	スティープ化	37,304	31,510					
4	フラット化	9,820	9,849					
5	短期金利上昇	17,620	13,470					
6	短期金利低下	15,187	11,984					
7	最大値	42,769	36,305	2,800	2,922			
		市	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
		当期末		前期	末			
8	自己資本の額	87,1	48	85,5	40			

- (注) 1. 「 $\Delta$  EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
  - 2. 「 $\Delta$  NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測される ものをいいます。
  - 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、 別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  - 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、 別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
  - 5. 「スティーブ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に 定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  - 6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定 める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  - 7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に 定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  - 8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期 金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

# 確認書

- 1. 私は、2020年4月1日から2021年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- 2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
  - ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されて います。
  - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部監査部門から理事会等に適切に報告されています。
  - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されています。

2021年7月1日

茨城県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 小 林 富美男

(注)財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記表を指しています。

# 役員等の報酬体系

#### 1. 役 員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類, 支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会 決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

	支給総額(注2)		
	基本報酬	退職慰労金	
対象役員(注1)に対する報酬等	47	0	

- (注)1. 対象役員は、経営管理委員12名、理事6名、監事6名です(期中に退任した者を含みます)。
  - 2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。
  - (3) 対象役員の報酬等の決定等
    - · 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成;当会の会員JAの代表者4名、学識経験者2名)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

#### · 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、「在職期間における各事業年度の年報酬額×1/12×1.0」により計算した在職期間における1事業年度当たりの額について、就任時から退職時までの期間を合計した額を算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員および理事については経営管理委員会、監事については監事会の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

### 2. 職員等

· 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注2)以上の報酬等を受ける者(注3)のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。 なお、2020年度において、対象職員等に該当するものはいません。

- (注)1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。
  - 2. 「同等額」は、2020年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。
  - 3. 2020年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

# 3. その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。



このディスクロージャー誌は,農業協同組合法第54条の3に基づき作成していますが,農業協同組合法施行規則における各項目は以下のとおり掲載しています。

# ■農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号

一次の子型の担職に関する事項		開示項目	ページ	開示項目	ページ
自己東京城海手機の銀票	Ι	概況および組織に関する事項		(스싸사태_=== ^)	
2	1	<b>業務の</b> 国党の伊傑	26		67
3 会計監査人の氏名またが在地 36 信用リスクに関する事項 70 信用リスクに関する事項 70 信用リスクに関する事項 77 4					
4 学教所の名称込よび所在地 36					
1 主要な業務の内容					
<ul> <li>主要な業務の内容</li> <li>1 主要な業務の内容</li> <li>26</li></ul>					74
■ 主要な業務の内容	5	付た信用事業に连来者に関する事項	30		75
全要な業務に関する事項	П	主要な業務の内容			7.5
## 主要な業務に関する事項	6	主亜た業務の内容	26	⑦ 証券化エクスポージャーに関する事項	76
8 直近の事業年度における事業の構況 6	O	工文·6朱初〇门记	20	<ul><li>8 オペレーショナル・リスクに関する事項</li></ul>	78
他近の少事年18月にのいる事本の検別を示す指標	Ш	主要な業務に関する事項		9 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等	78
8 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 56 の概要 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	7	直近の事業年度における事業の概況	6	エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続	
(登権利益または経常損失 56 位 金則リスクに関する事項 80 全別リスクに関する事項 (定量的網示事項) 69 金則リスクに関する事項 (定量的網示事項) 69 位 担資金および出資口数 56 位 短月以スクに関する事項 (ソスク・ウエイトのみなし計 70 接近金額 56 位 短月以スクに関する事項 (ソスク・ウエイトのみなし計 70 から変養表 56 位 短月以スクに関する事項 (ソスク・ウエイトのみなし計 70 から変養表 56 位 短月以スクトラマ・シャーもはび証券化エクス ボージャーを除く) 19 位金表系 56 位 短月以スクト関する事項 74 位 監査を 20 位 現員数 56 が 20 年末日度における事業の状況を示す指標 56 位 出景をの他とれた関する事項 76 世界をの配当の金額 56 位 出景をの他とれた関する事項 76 世界をの配当の金額 56 位 出景をの他とれた関する事項 76 位 出景をの形式のよす事類 56 が全に関する事項 80 位 東京の状況を示す指標 57 エクスポージャーに関する事項 80 位 第日以スクト関する事項 80 位 第日以スクト関する事項 80 位 第日以スクト関する事項 80 位 第日以スクト関する事項 80 位 第日に関する指標 59 18 取得価書とな野の信義 10 有面証券に関する指標 63 の デリバティブ取引 65 位 大沢 20 位 20 年間 17 有面証券 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19				の概要	
2 経常利益または経常損失   56   10 自己資本の充実度に関する事項   69   69   69   69   69   69   69   6				⑩ 金利リスクに関する事項	80
当期剩余金または当期損失金   56   10   自己資本の先実族に関する事項   10 2ク・ウェイトのみなし計   70   病質産類   56   16   信用リスクに関する事項   10 2ク・ウェイトのみなし計   70   病質産類   56   16   信用リスクに関する事項   10 2ク・ウェイトのみなし計   70   病質産類   56   17   18   18   18   18   18   19   19   19		· · · · · · · ·		〔定量的開示事項〕	
(多) 出資金および出資口数				① 自己資本の充実度に関する事項	69
(6) 総資産額				② 信用リスクに関する事項(リスク・ウエイトのみなし計	70
(5) 総資産額	-			算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクス	
(3) 信用リスク側延手法に関する事項 74 (8) 貸出金残高 56 (9) 有価証券残高 56 (10) 早体自己資本比率 56 (10) 甲体自己資本比率 56 (10) 甲体自己資本比率 56 (10) 財産金の配当の金額 56 (10) 理談が以を示す指標 56 (20) 政立と事業年度における事業の状況を示す指標 57 (21) 定要な業務の状況を示す指標 57 (22) 財金に関する指標 57 (33) 貸出金等に関する指標 57 (4) 有価証券に関する指標 57 (5) 資出金等に関する指標 57 (6) 対スク管理の体制 57 (7) リスク管理の体制 57 (8) 産業の運営に関する事項 58 (9) 資産のとき事業を使に対ける事項 58 (10) リスク管理の体制 57 (11) 法令遵守の体制 57 (12) 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の 57 (大分選字の体制 57 (大分選字の体制 58 (大分選別・の体制 59 (大方・国力・の大力・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア				ポージャーを除く)	
(多) 費出金残高				③ 信用リスク削減手法に関する事項	74
(9) 有価証券残高 (6) 単体自己資本比率 56 (7) 制余金の配当の金額 56 (7) 観点の数 56 (7) 観点の数 56 (7) 関する事項 76 (7) 観点の数 56 (8) 証券化エクスポージャーに関する事項 76 (8) 観点の数 56 (9) 観点の数 56 (9) 関連の数 56 (7) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポー 79 (7) 主要な業務の状況を示す指標 56 (8) の金額では関する事項 80 (9) 貯金に関する指標 58 (10) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポー 79 ジャーに関する事項 80 (11) 大学務の運営に関する事項 80 (12) 中心企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の 12 (13) 指定信用事業紛争解決機関が存在しない場合の苦情処理措置および紛争解決措置の内容 82 (8) 金割の信託 65 (9) では、 14 会社のでは、 15 会社の会社が、 16 会社の会社が、 17 会社の監査を受けている旨 82 (8) 金割の信託 65 (9) では、 18 取得価額または契約価額、時価および評価損益 65 (10) リスク管理の体制 17 会議の信託 65 (10) リスク管理の体制 17 会議のでは、 65 (11) 技術を定めな著れよび地域の活性化のための取組の 12 投充・設・の政治を対した。 65 (8) 有価証券に関する事項 65 (9) は、 18 取得価額または契約価額、時価および評価損益 65 (9) 質問間当金 65 (9) 質問問当金 65 (9) 質問問当金 61 (9) 質は会社が、 17 会社の会社が、 18 取得価額または契約価額、時価および評価損益 65 (9) 全議の信託・ 20 会議の信託・ 20 会議の信託・ 20 会議の信託・ 20 会議の信託・ 20 会議の信託・ 20 会社会 61 (9) 対策に関する事項 61 (9) 対策に関する意知金 61 (9) 対策に関する意知金 61 (9) 対策に関する資出金 61 (9) 対策に関する資出金 61 (9) 対策と供養和債権に該当する資出金 61 (9) 対策と供養和債権に該当する資出金 61 (9) 対策と供養和債権に該当する資出金 61 (9) 対策と呼吸を対策を受けている音 82 (7) 役員等の報酬体系 (努力義務) 83				⑭ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリス	75
(9) 単体自己資本比率 (1) 剩余金の配当の金額 (2) 職員数 (3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標 (4) 有価証券に関する指標 (5) 有価証券に関する指標 (5) 有価証券に関する指標 (6) 有価証券に関する指標 (7) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (8) 金利リスクに関する事項 (9) 存価証券に関する指標 (9) 有価証券に関する指標 (9) 有価証券に関する指標 (9) 有価証券に関する指標 (1) リスク管理の体制 (17) 「大金遵守の体制 (17) 「大金遵守の体制 (18) 指定信用事業紛争解決機関が存在しない場合の苦情処理措置および紛争解決措置の内容 (19) 「大空・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・				クに関する事項	
(9) 剰余金の配当の金額 (2) 職員数 (56) (6) 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等 78 エクスポージャーに関する事項 (7) リスタ・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポー 79 ジャーに関する事項 (8) 金利リスクに関する事項 (9) 金利リスクに関する事項 (10) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポー 79 ジャーに関する事項 (14) 有価証券に関する事項 (15) 大令遵守の体制 (16) リスク管理の体制 (17) 大令遵守の体制 (17) 「大令遵守の体制 (18) なの運営に関する事項 (19) リスク・ウェイブ取引 (65) 全銭の信託 (3) デリバティブ取引 (65) 有価証券に関すフィブ取引 (65) 有価証券に関すフィブ取引 (65) 有価証券に関すリバティブ取引 (65) 有価証券に関すリバティブ取引 (65) 有価証券に関すの体制 (17) 「大令遵守の体制 (18) なの連帯等アリバティブ取引 (65) 有価証券に関すリバティブ取引 (65) 有価証券に関すリバティブ取引 (65) 有価証券に関すの体制 (17) 「おり達の検討 (18) 指定信用事業紛争解決機関が存在しない場合の苦情処理措 (19) 貸倒引当金 (20) 貸出金債却額 (20) 貸出金債却額 (61) 「投間対募表、損益計算書および剰余金処分計算書または損 失金処理計算書 (14) 貸借対募表、損益計算書および剰余金処分計算書または損 大会必理計算書 (15) 貸出金にかかる事項(以下に該当する食出金 (61) 「砂球洗売機にに該当する貸出金 (61) 「砂球洗売機にに該当する貸出金 (61) 「砂球洗売機にに該当する貸出金 (61) 「砂球洗売機にに該当する貸出金 (61) 「砂球洗売機にに該当する貸出金 (61) 「砂球洗売機にに該当する貸出金 (61) 「砂球洗売機権に該当する貸出金 (61) 「砂球洗売機能・100円・100円・100円・100円・100円・100円・100円・100				⑤ 証券化エクスポージャーに関する事項	76
9 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標 56				⑥ 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等	78
9 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標 56 (2) 貯金に関する指標 58 (3) 質出金等に関する指標 59 (4) 有価証券に関する指標 59 (50 円) 大の・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポー グリーに関する事項 80 (50 円) 主要な業務の状況を示す指標 58 (50 円) 立から上間である指標 59 (50 元) が、 業務の運営に関する事項 63 (7) 有価証券に関する指標 65 (7) 年務の運営に関する事項 64 (4) 金融等プリバティブ取引 65 (7) 上ので、のないで、のないで、のないで、のないで、のないで、のないで、のないで、のな	`			エクスポージャーに関する事項	
① 主要な業務の状況を示す指標 ② 貯金に関する指標 ③ 貸出金等に関する指標 ③ 資出金等に関する指標 ④ 有価証券に関する指標 ⑤ 行価証券に関する指標 ⑥ 金利リスクに関する事項 ⑥ 64 ② 金銭の信託 ⑥ 7リバティブ取引 ⑥ 65 ⑥ 金利リスク管理の体制	_	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		⑪ リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポー	79
8 金利リスクに関する事項 80 第金に関する指標 59 18 取得価額または契約価額、時価および評価損益 64 有価証券に関する指標 63 1 有価証券に関する指標 63 1 有価証券に関する指標 63 1 有価証券に関する指標 63 1 有価証券に関する指標 65 1	-		56	ジャーに関する事項	
9 貸出金等に関する指標				⑱ 金利リスクに関する事項	80
<ul> <li>④ 有価証券に関する指標</li> <li>63</li> <li>IV 業務の運営に関する事項</li> <li>10 リスク管理の体制</li> <li>17 金融等プリバティブ取引</li> <li>65</li> <li>10 リスク管理の体制</li> <li>17 金融等プリバティブ取引</li> <li>65</li> <li>12 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の状況</li> <li>13 指定信用事業紛争解決機関が存在しない場合の苦情処理措 20 置および紛争解決措置の内容</li> <li>V 直近2事業年度における財産の状況に関する事項</li> <li>14 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書</li> <li>15 貸出金にかかる事項(以下に該当する金額とその合計額)</li> <li>61 関示項目</li> <li>ベージ</li> <li>VI 役員等の報酬体系</li> <li>役員等の報酬体系</li> <li>役員等の報酬体系</li> <li>役員等の報酬体系</li> <li>役員等の報酬体系(努力義務)</li> <li>83</li> <li>16 元本補填契約のある信託にかかる責出金</li> <li>61 同元本補填契約のある信託にかかる責出金</li> <li>61 同元本補填契約のある信託にかかる責出金</li> <li>61 同元本補填契約のある信託にかかる責出金にかかる事項(自己資本の構成に関する開示事項)</li> </ul>				18 取得価額または契約価額,時価および評価損益	
② 金銭の信託 65  IV 業務の運営に関する事項 2 金銭の信託 65  10 リスク管理の体制 17 4 金融等子店頭アリバティブ取引 65  11 法令遵守の体制 19 5 有価証券店頭アリバティブ取引 65  12 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の 12 状況  13 指定信用事業紛争解決機関が存在しない場合の苦情処理措 20 置および紛争解決措置の内容  V 直近2事業年度における財産の状況に関する事項  14 貸借対照表、損益計算書および剩余金処分計算書または損 43 失金処理計算書  15 貸出金にかかる事項(以下に該当する金額とその合計額) 61  ① 破綻先債権に該当する貸出金 61 ② 延滞債権に該当する貸出金 61 ② 延滞債権に該当する貸出金 61 ② 銀帯債権に該当する貸出金 61 ② 自出条件緩和債権に該当する貸出金 61 61 7本補填契約のある信託にかかる賃出金にかかる事項 (自己資本の構成に関する開示事項) 62			63	① 有価証券	64
10 リスク管理の体制				② 金銭の信託	65
10	IV	業務の運営に関する事項		③ デリバティブ取引	65
11 法令遵守の体制 12 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の 状況 13 指定信用事業紛争解決機関が存在しない場合の苦情処理措置 20 置および紛争解決措置の内容  V 直近2事業年度における財産の状況に関する事項 14 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書 15 貸出金にかかる事項(以下に該当する金額とその合計額) 61	10	リスク管理の体制	17	④ 金融等デリバティブ取引	65
12 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の 状況 20 貸出金償却額 61 名 2事業年度における財産の状況に関する事項 14 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書 61 資出金にかかる事項 (以下に該当する貸出金 61 破綻先債権に該当する貸出金 61 破綻先債権に該当する貸出金 61 役別 2 延滞債権に該当する貸出金 61 役別 2 延滞債権に該当する貸出金 61 役別 2 延滞債権に該当する貸出金 61 61 61 元本補填契約のある信託にかかる事項 (自己資本の構成に関する開示事項) 62 17 自己資本の構成に関する開示事項) 62 18 2 19 貸倒引当金 61 61 61 61 61 61 61 61 61 61 61 61 61				⑤ 有価証券店頭デリバティブ取引	65
状況   13 指定信用事業紛争解決機関が存在しない場合の苦情処理措置   20				19 貸倒引当金	61
13 指定信用事業紛争解決機関が存在しない場合の苦情処理措置および紛争解決措置の内容   20		状況		20 貸出金償却額	61
置および紛争解決措置の内容  V 直近2事業年度における財産の状況に関する事項  14 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書  15 貸出金にかかる事項(以下に該当する金額とその合計額) 61 ① 破綻先債権に該当する貸出金 61 ② 延滞債権に該当する貸出金 61 ② が滞債権に該当する貸出金 61 ② が消債権に該当する貸出金 61 ② が消債権に該当する貸出金 61 ② が消債権に該当する貸出金 61 ② おか月以上延滞債権に該当する貸出金 61 16 元本補填契約のある信託にかかる貸出金にかかる事項 62 17 自己資本の充実の状況について農林水産大臣および金融庁長官が定める事項 (自己資本の構成に関する開示事項)	13		20	21 会計監査人の監査を受けている旨	82
する事項         14 貸借対照表, 損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書       43 農業協同組合法施行規則第207条第2項         15 貸出金にかかる事項(以下に該当する金額とその合計額)       61 開示項目         ① 破綻先債権に該当する貸出金       61         ② 延滞債権に該当する貸出金       61         ④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金       61         16 元本補填契約のある信託にかかる貸出金にかかる事項       62         17 自己資本の荒実の状況について農林水産大臣および金融庁長官が定める事項(自己資本の構成に関する開示事項)       62		置および紛争解決措置の内容			
する事項         14 貸借対照表, 損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書       43 農業協同組合法施行規則第207条第2項         15 貸出金にかかる事項(以下に該当する金額とその合計額)       61 開示項目         ① 破綻先債権に該当する貸出金       61         ② 延滞債権に該当する貸出金       61         ④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金       61         16 元本補填契約のある信託にかかる貸出金にかかる事項       62         17 自己資本の荒実の状況について農林水産大臣および金融庁長官が定める事項(自己資本の構成に関する開示事項)       62	v	直近2事業年度における財産の状況に関			
14 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書 15 貸出金にかかる事項(以下に該当する金額とその合計額) 61 ① 破綻先債権に該当する貸出金 61 ② 延滞債権に該当する貸出金 61 ② がおりまする貸出金 61 ④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 61 16 元本補填契約のある信託にかかる貸出金にかかる事項 62 17 自己資本の充実の状況について農林水産大臣および金融庁長官が定める事項 (自己資本の構成に関する開示事項)					
失金処理計算書 15 貸出金にかかる事項(以下に該当する金額とその合計額) 61 ① 破綻先債権に該当する貸出金 61 ② 延滞債権に該当する貸出金 61 ③ 3か月以上延滞債権に該当する貸出金 61 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 61 16 元本補填契約のある信託にかかる貸出金にかかる事項 62 17 自己資本の充実の状況について農林水産大臣および金融庁長官が定める事項 (自己資本の構成に関する開示事項)	1.4		12	■典类协同组合法标行组则第207条第	つ T吾
15 貸出金にかかる事項(以下に該当する金額とその合計額) 61 ① 破綻先債権に該当する貸出金 61 ② 延滞債権に該当する貸出金 61 ③ 3か月以上延滞債権に該当する貸出金 61 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 61 16 元本補填契約のある信託にかかる貸出金にかかる事項 62 17 自己資本の充実の状況について農林水産大臣および金融庁長官が定める事項 (自己資本の構成に関する開示事項)	14		43	■辰耒坳问祖百法加仃规则弟207宋弟	乙坝
<ul> <li>① 破綻先債権に該当する貸出金</li> <li>② 延滞債権に該当する貸出金</li> <li>⑥ 3 か月以上延滞債権に該当する貸出金</li> <li>⑥ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金</li> <li>⑥ 行 元本補填契約のある信託にかかる貸出金にかかる事項</li> <li>16 元本補填契約のある信託にかかる貸出金にかかる事項</li> <li>62</li> <li>17 自己資本の充実の状況について農林水産大臣および金融庁長官が定める事項(自己資本の構成に関する開示事項)</li> </ul>	15		61	開示項目	ページ
② 延滞債権に該当する貸出金       61       VI       役員等の報酬体系         ③ 3か月以上延滞債権に該当する貸出金       61       役員等の報酬体系(努力義務)       83         ④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金       61         16 元本補填契約のある信託にかかる貸出金にかかる事項       62         17 自己資本の充実の状況について農林水産大臣および金融庁長官が定める事項(自己資本の構成に関する開示事項)       62					
③ 3か月以上延滞債権に該当する貸出金       61       役員等の報酬体系(努力義務)       83         ④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金       61         16 元本補填契約のある信託にかかる貸出金にかかる事項       62         17 自己資本の充実の状況について農林水産大臣および金融庁長官が定める事項(自己資本の構成に関する開示事項)       62				VI 役員等の報酬体系	
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金       61         16 元本補填契約のある信託にかかる貸出金にかかる事項       62         17 自己資本の充実の状況について農林水産大臣および金融庁長官が定める事項       (自己資本の構成に関する開示事項)	_				00
16 元本補填契約のある信託にかかる貸出金にかかる事項 62 17 自己資本の充実の状況について農林水産大臣および金融庁 長官が定める事項 (自己資本の構成に関する開示事項)	_	,		<b>反貝寺の報酬体糸(努刀義務)</b>	83
17 自己資本の充実の状況について農林水産大臣および金融庁 長官が定める事項 (自己資本の構成に関する開示事項)					
長官が定める事項 (自己資本の構成に関する開示事項)			<i>52</i>		
(自己資本の構成に関する開示事項)	. ,				
①目己貧本の構成 68	(	自己資本の構成	68		



当会の概要や経営・財務をはじめとする各種情報は, インターネットでご覧になることができます。

# JAバンク茨城県信連ホームページアドレス

https://www.jabank-ibaraki.or.jp/shinren/



2021年7月発行 茨城県信用農業協同組合連合会 総務企画部 〒310-0022 茨城県水戸市梅香1-1-4 TEL 029-232-2017

